

特許法

1961.12.31 法律第 950 号

1963. 3. 5 法律第 1293 号

1973. 2. 8 法律第 2505 号

1973.12.31 法律第 2658 号

1980.12.31 法律第 3325 号

1982.11.29 法律第 3566 号

1986.12.31 法律第 3891 号

1990. 1.13 法律第 4207 号

[全文改正]

1993. 3. 6 法律第 4541 号

(政府組織法中改正法律)

1993.12.10 法律第 4594 号

1994. 3.24 法律第 4757 号

(発明振興法中改正法律)

1995. 1. 5 法律第 4892 号

1995.12.29 法律第 5080 号

1997. 4.10 法律第 5329 号

1998. 9.23 法律第 5576 号

1999.9.7 法律第 6024 号

(国民基礎生活保障法中改正法律)

2001. 2. 3 法律第 6411 号

2001.12.31 法律第 6582 号

2002.1.26 法律第 6626 号

(民事訴訟法中改正法律)

2002.12.11 法律第 6768 号

2005.5.3 法律第 7554 号

2006.3.3 法律第 7871 号

2007.1.3 法律第 8171 号

2007.1.3 法律第 8197 号

2007.4.11 法律第 8357 号

第 1 章 総則

第 1 条【目的】 この法律は、発明を保護・奨励し、その利用を図ることにより、技術の発展を促進し、もって産業の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条【定義】 この法律で使用する用語の定義は、次の通りである。〈改正 1995.12.29〉

1.“発明”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2.“特許発明”とは、特許を受けている発明をいう。

3.“実施”とは、次の各目の一に該当する行為をいう。

イ.物の発明にあつては、その物を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。)をする行為

ロ.方法の発明にあつては、その方法を使用する行為

ハ.物を生産する方法の発明にあつては、ロ目の行為のほか、その方法により生産した物を使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第3条【未成年者等の行為能力】 ①未成年者・準禁治産者又は禁治産者は、法定代理人によらなければ、特許に係る出願・請求その他の手続(以下、“特許に関する手続”という。)をすることができない。ただし、未成年者又は準禁治産者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

②第1項の法定代理人は、親族会の同意を得ないで相手方が請求した審判若しくは再審について手続をすることができる。〈改正 1995.1.5、1997.4.10、2006.3.3 改正〉

③〈削除 2006.3.3〉

第4条【法人でない社団等】 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において出願審査の請求人、審判の請求人及び被請求人若しくは再審の請求人及び被請求人となることができる。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉

第5条【在外者の特許管理人】 ①韓国内に住所又は営業所を有しない者(以下、“在外者”という。)は、在外者(法人である場合は、その代表者)が国内に滞在する場合を除き、その在外者の特許に関する代理人であつて韓国内に住所又は営業所を有するもの(以下、“特許管理人”という。)によらなければ、特許に関する手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令により行政庁がした処分に対して訴えを提起することができない。〈改正 2001.2.3〉

②特許管理人は、授与された範囲内での特許に関する全ての手続及びこの法律又はこの法律に基づく命令により行政庁がした処分に関する訴訟について本人を代理する。〈改正 2001.2.3〉

③〈削除 2001.2.3〉

④〈削除 2001.2.3〉

第 6 条【代理権の範囲】 韓国内に住所又は営業所を有する者であつて特許に関する手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更・放棄・取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、特許権の放棄、申請の取下げ、請求の取下げ、第 55 条第 1 項の規定の優先権主張若しくはその取下げ、第 132 条の 3 の規定の審判の請求又は復代理人の選任をすることができない。〈改正 1993.12.10、1995.1.5、1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3〉

第 7 条【代理権の証明】 特許に関する手続をする者の代理人(特許管理人を含む、以下同じ。)の代理権は、書面をもって証明しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

第 7 条の 2【行為能力等の欠如に対する追認】 行為能力又は法定代理権のない者、又は特許に関する手続をするのに必要な授權を欠いた者が行なった手続は、補正された当事者又は法定代理人の追認があるときは、行為時にさかのぼってその効力を生ずる。〈新設 2006.3.3〉

第 8 条【代理権の不消滅】 特許に関する手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは能力の喪失、本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託の任務終了、法定代理人の死亡若しくは能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更によっては、消滅しない。

第 9 条【個別代理】 特許に関する手続をする者の代理人が数人であるときは、特許庁又は特許審判院に対しては、各人が本人を代理する。〈改正 1995.1.5〉

第 10 条【代理人の改任等】 ①特許庁長又は審判長は、特許に関する手続をする者が、その手続を円滑に行い得ないとき、又は口頭審理において陳述する能力がないと認める等、その手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人によりその手続をすべきことを命ずることができる。〈改正 2001.2.3〉

②特許庁長又は審判長は、特許に関する手続をする者の代理人がその手続を円滑に行い得ないとき、又は口頭審理において陳述する能力がないと認める等、その手続をするのに適当でないと認めるときは、その改任を命ずることができる。〈改正 2001.2.3〉

③特許庁長又は審判長は、第 1 項及び第 2 項の場合において、弁理士をもって代理すべきことを命ずることができる。

④特許庁長又は審判長は、第 1 項又は第 2 項の規定による命令をした後に第 1 項又は第 2 項の規定による代理人の選任若しくは改任前に第 1 項の特許に関する手続をする者、又は第 2 項の代理人が特許庁若しくは特許審判院に対してした特許に関する手続を無効にすることができる。〈改正 1995.1.5〉

第 11 条【複数当事者の代表】①2 人以上が特許に関する手続をするときは、次の各号のいずれか一つに該当する事項を除き、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁又は特許審判院に届け出たときは、この限りでない。〈改正 1995.1.5、1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3〉

1.特許出願の変更・放棄・取下げ又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ〈改正 2006.3.3〉

2.申請又は申立ての取下げ・第 55 条第 1 項の規定による優先権の主張又はその取下げ

3.請求の取下げ

4.第 132 条の 3 の規定による審判の請求

②第 1 項ただし書の規定により届け出たときは、代表者に選任された事実を書面をもって証明しなければならない。

第 12 条【民事訴訟法の準用】この法律において代理人に関し特段の規定がある場合を除き、民事訴訟法第 1 編第 2 章第 4 節の規定を準用する。

第 13 条【在外者の裁判籍】在外者の特許権又は特許に関する権利については、特許管理人があるときはその特許管理人の住所又は営業所をもって、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもって民事訴訟法第 11 条の規定による財産の所在地とみなす。〈改正 2002.1.26〉

第 14 条【期間の計算】この法律又はこの法律に基づく命令による期間の計算は、次の各号による。〈改正 1995.12.29、2001.2.3〉

1.期間の初日は、これを算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

2.期間を月又は年をもって定めたときは、暦により計算する。

3.月又は年の始めから期間を起算しないときは、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に、期間が満了する。ただし、月又は年をもって定めた場合は最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に期間が満了する。

4.特許に関する手続きにおいて、期間の末日が公休日(「勤労者の日制定に関する法律」による勤労者の日及び土曜日を含む。)に該当するときは、期間はその日の翌日をもって満了する。〈改正 2006.3.3〉

第 15 条【期間の延長等】①特許庁長又は特許審判院長は、交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第 132 条の 3 の規定による審判の請求期間を延長することができる。〈改正 1995.1.5、1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3〉

②特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官は、この法に従って特許に関する手続を踏む期間を定めた時には、請求によってその期間を短縮または延長するか、又は職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等は該当手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮または延長可否を決定しなければならない。〈改正 1997.4.10、2007.01.03〉

③審判長又は審査官は、この法律の規定により特許に関する手続をすべき期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

第 16 条【手続の無効】①特許庁長又は特許審判院長は、第 46 条の規定による補正命令を受けた者が、指定した期間内にその補正をしないとき、特許に関する手続きを無効とすることができる。ただし、第 82 条第 2 項の規定による審査請求料を納付せずに補正命令を受けた者が、指定した期間内にその審査請求料を納付しないときは、特許出願書に添付した明細書に関する補正を無効にすることができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項の規定により特許に関する手続きが無効となった場合であって、指定した期間を守ることができなかつたことが、補正命令を受けた者の責任の負えない事由と認められたときは、その事由が消滅した日から 14 日以内に補正命令を受けた者の請求により、その無効処分を取消すことができる。ただし、指定した期間の満了した日から 1 年が経過したときは、この限りではない。〈本条改正 2001.2.3〉

③特許庁長または特許審判院長は、第 1 項本文・但書きの規定による無効処分、又は第 2 項本文の規定による無効処分の取消処分をするときには、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。〈改正 2007.01.03〉

第 17 条【手続の追後補完】特許に関する手続をした者が、責任の負えない事由により第 132 条の 3 の規定による審判の請求期間、第 180 条第 1 項の規定による再審の請求期間を遵守することができないときは、その事由が消滅した日から 14 日以内に守ることができなかつた手続を追後補完することができる。ただし、その期間が満了した日から 1 年が経過したときは、この限りでない。〈改正 1995.1.5、1998.9.23、2001.2.3〉〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 18 条【手続の効力の承継】特許権又は特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権又は特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

第 19 条【手続の続行】特許庁長又は審判長は、特許に関する手続が特許庁又は特許審判院に係属中において、特許権又は特許に関する権利の移転があつたときは、その特許

権又は特許に関する権利の承継人に対し、その手続を続行することができる。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

第 20 条【手続の中断】 特許に関する手続が次の各号のいずれか一つに該当するときは、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は、中断する。ただし、手続をすべきことを委任された代理人があるときは、この限りでない。〈改正 1995.1.5、2006.3.3〉

- 1.当事者が死亡したとき
- 2.当事者である法人が合併により消滅したとき
- 3.当事者が手続をする能力を失ったとき
- 4.当事者の法定代理人が死亡し、若しくはその代理権を失ったとき
- 5.当事者の信託による受託者の任務が終了したとき
- 6.第 11 条第 1 項ただし書の規定による代表者が死亡し、又はその資格を失ったとき
- 7.破産管財人等、一定の資格により自己の名前で他人のために当事者になった者がその資格を失うか、若しくは死亡したとき〈新設 2006.3.3〉

第 21 条【中断した手続の受継】 第 20 条の規定により特許庁又は特許審判院に係属中の手続が中断したときは、次の各号のいずれか一つに該当する者がその手続を受継しなければならない。〈改正 1995.1.5、2001.2.3、2006.3.3〉

- 1.第 20 条第 1 号の場合は、その相続人・相続財産管理人又は法律により手続を続行すべき者。ただし、相続人は相続を放棄することができるときまで、その手続を受継することができない。
- 2.第 20 条第 2 号の場合は、合併により設立し、又は合併後存続する法人
- 3.第 20 条第 3 号及び第 4 号の場合は、手続をする能力を回復した当事者又は法定代理人となった者
- 4.第 20 条第 5 号の場合は、新受託者
- 5.第 20 条第 6 号の場合は、新代表者又は各当事者
- 6.第 20 条第 7 号の場合は、同じ資格を有する者〈新設 2006.3.3〉

第 22 条【受継申立て】 ①第 20 条の規定により中断した手続に関する受継の申立は、相手方もすることができる。

②特許庁長又は審判長は、第 20 条の規定により中断した手続に関する受継の申立てがあるときは、この旨を相手方に通知しなければならない。

③特許庁長又は審判官は、第 20 条の規定により中断した手続に関する受継の申立てについて職権で調査して理由がないと認めるときは、決定をもって棄却しなければならない。
〈改正 1995.1.5〉

④特許庁長又は審判官は、決定又は審決の謄本を送達した後に中断した手続に対する受継の申立てについては、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

⑤特許庁長又は審判官は、第 21 条に規定された者が中断した手続を受継しない場合は、職権で期間を指定してその受継を命じなければならない。〈改正 1995.1.5〉

⑥第 5 項の規定による期間内に受継がない場合は、その期間が満了する日の翌日に受継があったものとみなす。

⑦特許庁長又は審判長は、第 6 項の規定により受継があったものとみなした場合は、その旨を当事者に通知しなければならない。

第 23 条【手続の中止】①特許庁長又は審判官が、天災・地変その他不可避の事由によりその職務を行えないときは、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は、その事由が消滅するまで中止される。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

②特許庁長又は審判官は、当事者が不定期間の障害により特許庁又は特許審判院に係属中の手続を続行することができないときは、決定をもってその中止を命ずることができる。
〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

③特許庁長又は審判官は、第 2 項の規定による決定を取消することができる。〈改正 1995.1.5〉

④第 1 項及び第 2 項の規定による中止又は第 3 項の規定による取消しをしたときは、特許庁長又は審判長が、その旨をそれぞれの当事者に通知しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

第 24 条【中断又は中止の効果】特許に関する手続が中断又は中止されたときは、その期間の進行は停止され、その手続の受継通知をし、又はその手続を続行の時から、改めてすべての期間が進行する。〈改正 1993.12.10〉

第 25 条【外国人の権利能力】在外者のうち外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権又は特許に関する権利を享有することができない。

1.その者の属する国において、大韓民国国民に対しその国民と同一の条件により特許権又は特許に関する権利の享有を認めているとき

2.大韓民国がその外国人に対し特許権又は特許に関する権利の享有を認める場合には、その者の属する国において、大韓民国国民に対しその国民と同一の条件により特許権又は特許に関する権利の享有を認めるとき

3.条約及びこれに準ずるもの(以下、“条約”という。)により特許権又は特許に関する権利の享有を認めているとき

第 26 条【条約の効力】 特許に関し条約にこの法律で規定したものと別段の定があるときは、その規定による。

第 27 条 <削除 2001.2.3>

第 28 条【書類提出の効力発生時期】 ①この法律又はこの法律に基づく命令により特許庁又は特許審判院に提出する出願書・請求書その他の書類(物を含む。以下、この条において同じ。)は、特許庁又は特許審判院に到達した日からその効力が生ずる。<改正 1995.1.5>

②第 1 項の出願書・請求書その他の書類を郵便により特許庁又は特許審判院に提出した場合において、郵便物の通信日付印により表示された日が明瞭である場合はその表示された日に、その表示された日が明瞭でないときは、郵便局に差し出した日を郵便物の受領証により証明した日に、特許庁又は特許審判院に到達したものとみなす。ただし、特許権及び特許に係る権利の登録申請書類と特許協力条約第 2 条(vii)の規定による国際出願(以下、“国際出願”という。)に関する書類を郵便で提出する場合は、この限りでない。<改正 1995.1.5、1998.9.23>

③<削除 1998.9.23>

④第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、郵便物の遅延・郵便物の亡失及び郵便業務の中断による書類提出に関し必要な事項は、通商産業部令で定める。<改正 1993.3.6、1995.12.29、1998.9.23>

第 28 条の 2【固有番号の記載】 ①特許に関する手続をする者中、産業資源部令で定める者(第 2 項又は第 3 項の規定により既に固有番号の附与を受けた者を除く。)は、特許庁又は特許審判院に自己の固有番号の附与を申請しなければならない。<改正 2001.2.3>

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項の規定による申請があった場合に、申請人の固有番号を附与し、これを通知しなければならない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項の規定による特許に係る手続をする者が、固有番号の附与申請をしない場合は、職権により固有番号を附与し、これを通知しなければならない。

④第 2 項又は第 3 項の規定により固有番号の附与を受けた者が、特許に関する手続をする場合は、産業資源部令で定める書類に自己の固有番号を記載しなければならない。この場合、この法律又はこの法律による命令の規定にかかわらず、当該書類に住所(法人にあっては営業所の所在地)を記載しないことができる。〈改正 2001.2.3〉

⑤第 1 項乃至第 4 項の規定は、特許に関する手続をする者の代理人に準用する。

⑥固有番号の附与申請、固有番号の附与及び通知その他固有番号に関し必要な事項は、産業資源部令で定める。

[本条新設 1998.9.23]

第 28 条の 3【電子文書による特許に関する手続の遂行】①特許に係る手続をする者は、この法律により特許庁長又は特許審判院長に提出する特許出願書、その他の書類を産業資源部令で定める方式により電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出、若しくはフロッピーディスク又は光ディスク等電子的記録媒体に収録し提出することができる。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉

②第 1 項の規定により提出した電子文書は、この法律により提出した書類と同一の効力を有する。

③第 1 項の規定により情報通信網を利用して提出した電子文書は、当該文書の提出人が情報通信網を通し受付番号を確認したときに、特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受け付けられたものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

④第 1 項の規定により電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法その他電子文書による書類の提出に関し必要な事項は、産業資源部令で定める。

[本条新設 1998.9.23]

第 28 条の 4【電子文書利用申告及び電子署名】①電子文書により特許に係る手続をしようとする者は、あらかじめ特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告をしなければならず、特許庁又は特許審判院に提出する電子文書に提出人を識別できるよう電子署名をしなければならない。

②第 28 条の 3 の規定により提出した電子文書は、第 1 項の規定による電子署名をした者が提出したものとみなす。

③第1項の規定による電子文書利用申告手続・電子署名方法等に関し必要な事項は、産業資源部令で定める。

[本条新設 1998.9.23]

第28条の5【情報通信網を利用した通知等の遂行】①特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官・審査長又は審査官は、第28条の4第1項の規定により電子文書利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下、“通知等”という。)をしようとする場合は、情報通信網を利用して、これを行なうことができる。〈改正 2001.2.3〉

②第1項の規定により情報通信網を利用して行なう書類の通知等は書面をもって行うものと同一の効力を有する。〈改正 2001.2.3〉

③第1項の規定による書類の通知等は、当該通知等を受ける者が使用する電算情報処理組織のファイルに記録されたときに、特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

④第1項の規定により情報通信網を利用して行なう通知等の種類・方法等に関し必要な事項は、産業資源部令で定める。〈改正 2001.2.3〉

[本条新設 1998.9.23]

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第2章 特許要件及び特許出願

第29条【特許の要件】①産業上利用することができる発明であって、次の各号のいずれか一つに該当するものを除き、その発明について特許を受けることができる。〈改正 2006.3.3〉

1.特許出願前に国内又は国外において公知され、又は公然実施をされた発明〈改正 2006.3.3〉

2.特許出願前に韓国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明〈改正 2001.2.3〉

②特許出願前にその発明の属する技術の分野において通常の知識を有する者が第1項各号の一に規定された発明に基づいて容易に発明をすることができるものであるときは、その発明については、第1項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。〈改正 2001.2.3〉

③特許出願した発明が当該特許出願の日前の特許出願又は実用新案登録出願であって、当該特許出願後に出願公開若しくは登録公告された他の特許出願又は実用新案登録出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案と同一であるときは、その発明については、第 1 項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の発明者と他の特許出願の発明者又は実用新案登録出願の考案者が同一である場合又は当該特許出願の特許出願時の特許出願人と他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人が同一であるときは、この限りでない。〈改正 1993.12.10、1997.4.10、1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3〉

④第 3 項の他の特許出願又は実用新案登録出願が、第 199 条第 1 項の規定により特許出願とみなされる国際出願又は「実用新案法」第 34 条第 1 項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願(第 214 条第 4 項又は「実用新案法」第 40 条第 4 項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。)である場合における第 3 項の規定の適用については、第 3 項中“出願公開”とあるのは、“出願公開又は「特許協力条約」第 21 条に規定する国際公開”と、“出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案”とあるのは、“国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面並びにその出願翻訳文とともに記載された発明又は考案”とする。〈改正 1998.9.23、2006.3.3〉

第 30 条【公知等になっていない発明とみなす場合】①特許を受ける権利を有する者の発明が、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その日から 6 月以内に特許出願をしたときは、その特許出願された発明において、第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定を適用するに至っては、その発明は、第 29 条第 1 項各号のいずれか一つに該当するに至らなかったものとみなす。〈改正 1993.12.10、2001.2.3、2006.3.3〉

1.特許を受けられる権利を有する者により、その発明が第 29 条第 1 項各号のいずれか一つに該当するとき。但し、条約又は法律により国内又は国外において出願公開されるか、若しくは登録公開された場合を除く。〈改正 2006.3.3〉

2.特許を受ける権利を有する者の意思に反してその発明が第 29 条第 1 項各号の一に該当するに至ったとき

3.〈削除 2006.3.3〉

②第 1 項第 1 号の規定の適用を受けようとする者は、特許願書にその旨を記載して出願し、これを証明する書面を特許出願の日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2006.3.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 31 条【植物発明特許】〈削除 2006.3.3〉

第 32 条【特許を受けることができない発明】 公共の秩序又は善良なる風俗を紊乱させ、又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

[全文改正 1995.12.29]

第 33 条【特許を受けることができる者】 ①発明をした者又はその承継人は、この法律が定めるところにより、特許を受ける権利を有する。ただし、特許庁の職員及び特許審判院の職員は相続又は遺贈の場合を除き、在職中特許を受けられない。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

② 2 人以上が共同して発明したときは、特許を受ける権利は共有とする。

第 34 条【無権利者の特許出願と正当な権利者の保護】 発明者でない者であって特許を受ける権利の承継人でない者(以下、“無権利者”という。)がした特許出願が第 33 条第 1 項本文の規定にある特許を受ける権利を有しない事由であって、第 62 条第 2 号に該当し特許を受けられなくなった場合は、その無権利者の特許出願の後にした正当な権利者の特許出願は、無権利者が特許出願をしたときに特許出願したものとみなす。ただし、無権利者が特許を受けられなくなった日から 30 日を経過した後に特許出願をした場合は、この限りでない。〈改正 2001.2.3〉[全文改正 1997.4.10]

第 35 条【無権利者の特許と正当な権利者の保護】 第 33 条第 1 項本文の規定による特許を受ける権利を有しない者に対して、第 133 条第 1 項第 2 号に該当し特許を無効にする旨の審決が確定した場合には、その特許出願の後にした正当な権利者の特許出願は、無効となったその特許の出願時に特許出願したものとみなす。但し、その特許の登録公告があった日から 2 年を経過した後又は審決が確定した日から 30 日を経過した後に特許出願をした場合には、この限りでない。[全文改正 2006.3.3]

第 36 条【先願】 ①同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人のみとその発明について特許を受けることができる。

②同一の発明について同日に二以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定められた一の特許出願のみとその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれの特許出願人も、その発明について特許を受けることができない。

③特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なった日に出願されたものであるときは、第 1 項の規定を準用し、その特許出願及び実用新案登録出願が同日に出願されたものであるときは、第 2 項の規定を準用する。〈改正 1998.9.23、2001.2.3〉〈但し書き削除 2006.3.3〉

④特許出願又は実用新案登録出願が無効、取り下げ、若しくは放棄されたり、拒絶決定や拒絶する旨の審決が確定したときには、その特許出願又は実用新案登録出願は、第1項から第3項までの規定の適用については、初めからなかったものとみなす。但し、第2項の後段(第3項の規定により準用される場合を含む)の規定に該当し、その特許出願又は実用新案登録出願に対して拒絶決定や拒絶する旨の審決が確定した場合にはこの限りでない。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉〈但し書き新設 2006.3.3〉

⑤発明者又は考案者でない者であって特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案登録出願は、第1項から第3項までの規定の適用については、初めからなかったものとみなす。

⑥特許庁長は、第2項の場合は、特許出願人に期間を指定して、協議をしてその結果を届け出るべき旨を命じ、その期間内に届出がないときは、第2項の規定の協議が成立しなかったものとみなす。

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第37条【特許を受ける権利の移転等】①特許を受ける権利は、移転することができる。

②特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。

③特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

第38条【特許を受ける権利の承継】①特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第3者に対抗することができない。

②同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、その効力を生じない。

③同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案登録出願があったときも、第2項と同様とする。

④特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許出願人の変更を届け出なければ、その効力を生じない。〈改正 2001.2.3〉

⑤特許を受ける権利の相続その他の一般承継があったときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。

⑥同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の特許出願人の変更の届出があったときは、届出をした者の間の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。〈改正 2001.2.3〉

⑦第 36 条第 6 項の規定は、第 2 項、第 3 項及び第 6 項の場合に準用する。〈改正 1993.12.10〉

第 39 条【職務発明】①従業員・法人の役員又は公務員(以下、“従業員等”という。)がその職務に関し発明したものが性質上、使用者・法人・国又は地方自治団体(以下、“使用者等”という。)の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が従業員等の現在又は過去の職務に属する発明(以下、“職務発明”という。)について従業員等が特許を受けたとき、又は特許を受ける権利を承継した者が特許を受けたときは、使用者等は、その特許権について通常実施権を有する。

②第 1 項の規定にかかわらず、公務員の職務発明は、国又は地方自治団体が承継し、国又は地方自治団体が承継した公務員の職務発明に係わる特許権は国有又は公有とする。但し、高等教育法による国・公立学校(以下、“国・公立学校”という。)教職員の職務発明は技術移転促進法第 9 条第 1 項後段の規定による専担組織(以下、“専担組織”という。)承継し、専担組織が承継した国・公立学校教職員の職務発明に係わる特許権は専担組織所有とする。〈改正 2001.2.3、2001.12.31〉

③従業員等がした発明のうち、職務発明を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則の条項はこれを無効とする。

④第 2 項の規定により国有となった特許権の処分及び管理は、国有財産法第 6 条の規定にかかわらず、特許庁長がこれを管掌する。

⑤第 4 項の国有特許権の処分及び管理に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 40 条【職務発明に対する補償】①従業員等は職務発明に対して特許を受ける権利、職務発明に対する特許権を契約若しくは勤務規則により、使用者等に承継させ、又は専用実施権を設定したときは、正当な補償を受ける権利を有する。

②第 1 項の規定による補償の額を決定するにおいては、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明の完成に使用者等及び従業員等が貢献した程度を考慮しなければならない。この場合、補償金の支給基準に係る必要な事項は、大統領令又は条例で定める。〈改正 2001.2.3〉

③公務員の職務発明について第 39 条第 2 項の規定により国、地方自治団体又は専担組織がこれを承継した場合は、正当な補償金を支払わなければならない。この場合、補償金の支払いに対して必要な事項は、大統領令又は条例で定める。〈改正 2001.2.3、2001.12.31〉

④〈削除 1994.3.24〉

第 41 条【国防上必要な発明等】①政府は国防上必要な場合は、外国への特許出願を禁止し、又は発明者・出願人及び代理人にその発明を秘密として取扱うべきことを命ずることができる。ただし、政府の許可を得たときは、外国に特許出願をすることができる。

②政府は特許出願した発明が国防上必要な場合は、特許をしないことができ、又は戦時・事変若しくはこれに準ずる非常時において、国防上必要な場合は特許を受ける権利を収用することができる。〈改正 1995.12.29〉

③第 1 項の規定による外国への特許出願を禁止又は秘密の取扱いに伴う損失については、政府は正当な補償金を支払わなければならない。〈改正 2001.2.3〉

④第 2 項の規定により特許をしないとき、又は収用した場合は、政府は正当な補償金を支払わなければならない。

⑤第 1 項の規定による外国への特許出願の禁止又は秘密の取扱い命令を違反した場合は、その発明について特許を受ける権利を放棄したものとみなす。

⑥第 1 項の規定による秘密の取扱い命令を違反した場合は、秘密の取扱いに伴う損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。

⑦第 1 項の規定による外国への特許出願の禁止・秘密の取扱いの手續・第 2 項乃至第 4 項の規定による収用及び補償金の支払いの手續、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

第 42 条【特許出願】①特許を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した特許出願書の特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.特許出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.特許出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代人が特許法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)

3.〈削除 2001.2.3〉

4.発明の名称

5.発明者の氏名及び住所

6.〈削除 2001.2.3〉

②第 1 項の規定による特許出願書には、次の各号の事項を記載した明細書と必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

1.発明の名称

2.図面の簡単な説明

3.発明の詳細な説明

4.特許請求の範囲

③第2項第3号の規定による発明の詳細な説明には、その発明の属する技術分野において通常の知識を有する者がその発明を容易に実施することができるように産業資源部令が定める記載方法に従って明確かつ詳細に記載しなければならない。〈訂正 2007.01.03〉

④第2項第4号の規定による特許請求の範囲には、保護を受けようとする事項を記載した項(以下、“請求項”という。)が一又は二以上でなければならない。その請求項は、次の各号に該当しなければならない。

1.発明の詳細な説明により裏付けられること

2.発明が明瞭かつ簡潔に記載されること

3.〈削除 2007.01.03〉

⑤特許出願人は、第2項の規定にかかわらず特許出願当時に第2項第4号の特許請求範囲を記載しない明細書を特許出願書に添付することができる。この場合、次の各号の区分による期限までに特許請求範囲が記載されるように明細書を補正しなければならない。〈新設 2007.01.03〉

1.第64条第1項各号のいずれか1つに該当する日から1年6月になる日まで

2.第1号の期限以内に第60条第3項の規定による出願審査請求の趣旨の通知を受けた日から3月になる日まで(第64条第1項各号のいずれか1つに該当する日から1年3月になる日以後に通知を受けた場合には、同項各号のいずれか1つに該当する日から1年6月になる日まで)

⑥第2項第4号の規定による特許請求範囲を記載するときには、保護を受けようとする事項を明確にできるように、発明を特定するのに必要であると認められる構造・方法・機能・物質又はこれらの結合関係等を記載しなければならない。〈新設 2007.01.03〉

⑦特許出願人が特許出願後に第5項各号の規定による期限までに明細書を補正しなかった場合には、その期限になる日の翌日に該当特許出願は取下げられたものと見なす。〈新設 2007.01.03〉

⑧第2項第4項の規定による特許請求の範囲の記載方法に関し必要な事項は、大統領令で定める。

⑨第 2 項の規定による要約書の記載方法等に関し必要な事項は、通商産業部令で定める。

<改正 1993.3.6、1995.12.29>

第 43 条【要約書】 第 42 条第 2 項の規定による要約書には、技術情報としての用途に使用されるべきであり、特許発明の保護範囲を定めるものには使用することができない。

第 44 条【共同出願】 第 33 条第 2 項の規定による特許を受ける権利が共有に係るときは、共有者全員が共同で、特許出願をしなければならない。

第 45 条【一特許出願の範囲】 ①特許出願は一発明を一特許出願とする。ただし、一の総括的発明の概念を形成する 1 群の発明については一特許出願とすることができる。

②第 1 項の規定による一特許出願の要件は、大統領令で定める。

第 46 条【手続の補正】 特許庁長又は特許審判院長は、特許に関する手続が次の各号の一に該当する場合は、期間を定めて補正を命じなければならない。<改正 1997.4.10、2001.2.3、2002.12.11>

1. 第 3 条第 1 項又は第 6 条の規定に違反したとき
2. この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき
3. 第 82 条の規定により納付すべき手数料を納付しないとき

第 47 条【特許出願の補正】 ①特許出願人は、第 42 条第 5 項各号の規定による期限まで、又は審査官が第 66 条の規定による特許決定の謄本を送達する前まで、特許出願書に添付された明細書又は図面を補正することができる。但し、次の各号のいずれか 1 つに該当する場合には次の各号で定める期間以内に限り補正することができる。<改正 1993.12.10、1997.4.10、2007.01.03>

1. 第 63 条の規定による拒絶理由通知(以下“拒絶理由通知”と言う。)を最初に受けたとき、又は第 2 号の拒絶理由通知でない拒絶理由通知を受けたときは、当該拒絶理由通知による意見書提出期間
2. 第 1 号の拒絶理由通知に係る補正により生じた拒絶理由に対し拒絶理由通知を受けた場合においては、当該拒絶理由通知による意見書提出期間
3. 第 132 条の 3 の規定による特許拒絶決定に対する審判を請求する場合においては、その審判の請求の日から 30 日

②第 1 項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、特許出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内でこれを行うことができる。

③第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による補正中、特許請求の範囲についてする補正は、次の各号の一に該当する場合に限る。この場合、第 3 号の補正は審査官が拒絶理由通知により指摘した場合に限りこれを行うことができる。

1. 特許請求の範囲を減縮する場合

2. 誤記の訂正をする場合

3. 明りょうでない記載を釈明している場合

④第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定された期間内にできる補正は、次の各号の要件を満たさなければならない。

1. 明細書又は図面の補正は、特許請求の範囲を実質的に拡張、又は変更しないもの

2. 補正後特許請求の範囲に記載した事項が特許出願するときに、特許を受けることができること。

〈本条改正 2001.2.3、2002.12.11〉

第 48 条 〈削除 2001.2.3〉

第 49 条 〈削除 2006.3.3〉

第 50 条 〈削除 1997.4.10〉

第 51 条【補正の却下】 ①審査官は、第 47 条第 1 項第 2 号の規定による補正が同条第 2 項乃至第 4 項の規定に違反すると認められたときは、決定をもってその補正を却下しなくてはならない。

②第 1 項の規定による却下の決定は、文書をもって行い、かつ理由を付さなければならない。

③第 1 項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第 132 条の 3 の規定による特許拒絶決定に対する審判で争う場合においては、この限りではない。

〈本条改正 2001.2.3〉

第 52 条【分割出願】①特許出願人は、二つ以上の発明を一つの特許出願にした場合には、その特許出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内で、第 47 条第 1 項の規定により補正をすることができる期間内に、その一部を一つ以上の特許出願に分割することができる。〈改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3〉

②第 1 項の規定により分割された特許出願(以下、“分割出願”という。)がある場合、その分割出願は、特許出願した時に出願したものとみなす。ただし、その分割出願について次の各号の規定の適用については、当該分割出願時に出願したものとみなす。〈改正 1993.12.10、1998.9.23、2006.3.3〉

1.分割出願が第 29 条第 3 項に規定する他の特許出願又は「実用新案法」第 4 条第 3 項に規定する特許出願に該当し、第 29 条第 3 項又は「実用新案法」第 4 条第 3 項の規定を適用する場合〈改正 2006.3.3〉

2.第 30 条第 2 項の規定を適用する場合

3.第 54 条第 3 項の規定を適用する場合

4.第 55 条第 2 項の規定を適用する場合

③第 1 項の規定により分割出願をする者は、分割出願書にその趣旨及び分割の基礎となった特許出願の表示をしなければならない。〈新設 2001.2.3〉

④分割出願の場合に、第 54 条の規定による優先権を主張する者は、同条第 4 項の規定による書類を同条 5 項に規定する期間にかかわらず、分割出願をした日から 3 月以内に特許庁長に提出しなければならない。〈新設 1993.12.10〉〈改正 2002.12.11〉

第 53 条【変更出願】①実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内で、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。但し、その実用新案登録出願に関して最初の拒絶決定謄本が送達された日から 30 日が経過した場合には特許出願に変更できない。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定により変更された特許出願(以下「変更出願」と呼ぶ)がある場合、その変更出願は、実用新案登録出願をした時に特許出願したものとみなす。但し、その変更出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りでない。

1.第 29 条第 3 項において規定する他のの特許出願又は「実用新案法」第 4 条第 3 項において規定する特許出願に該当し、第 29 条第 3 項又は「実用新案法」第 4 条第 3 項の規定を適用する場合

2.第 30 条第 2 項の規定を適用する場合

3.第 54 条第 3 項の規定を適用する場合

4.第 55 条第 2 項の規定を適用する場合

③第 1 項の規定により変更出願をする者は、変更願書にその旨及び変更出願の基礎になった実用新案登録出願の表示をしなければならない。

④変更出願がある場合には、その実用新案登録出願は取り下げられたものとみなす。

⑤第 1 項の但し書の規定による 30 日の期間は、「実用新案法」第 3 条の規定により準用されたこの法第 15 条第 1 項の規定により、第 132 条の 3 において規定する期間が延長された場合には、その延長された期間にしたがって延長されたものとみなす。

⑥変更出願において第 54 条の規定による優先権を主張する者は、同条第 4 項の規定による書類を同条第 5 項において規定する期間にかかわらず、変更出願をした日から 3 月以内に特許庁長に提出しなければならない。

[全文改正 2006.3.3]〈本条題目改正 2006.3.3〉

第 54 条【条約による優先権主張】①条約により大韓民国国民に特許出願に基づく優先権を認める当事国国民が、その当事国又は他の当事国に特許出願をした後、同一発明を大韓民国に特許出願をして優先権を主張するときは、第 29 条及び第 36 条の規定の適用についてその当事国に出願した日を大韓民国に特許出願した日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に特許出願について優先権を認める当事国に特許出願をした後、同一発明を大韓民国に特許出願をした場合にも、また同様とする。

②第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は、優先権の主張の基礎となる最初の出願の日から 1 年以内に特許出願をしなければ、これを主張することができない。

③第 1 項の規定により優先権を主張しようとする者は、特許出願の際、特許出願書にその旨、最初に出願した国名及び出願の年月日を記載しなければならない。

④第 3 項の規定により優先権を主張した者は、第 1 号の書類又は第 2 号の書面を特許庁長に提出しなければならない。ただし、第 2 号の書面は産業資源部令が定める国の場合に限る。〈改正 2001.2.3〉

1.最初に出願した国の政府が認定した書類であって、特許出願の年月日を記載した書面、発明の名称及び図面の謄本

2.最初に出願した国の特許出願の出願番号を記載した書面

⑤第 4 項の規定による書類又は書面は次の各号に該当する日中、最先の日から 1 年 4 月以内に提出しなければならない。〈新設 2001.2.3〉

1. 条約当事国に最初に出願した出願日

2. その特許出願が、第 55 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う場合における、その優先権の主張の基礎とした出願の出願日

3. その特許出願が、第 3 項の規定による他の優先権主張を伴う場合における、その優先権の主張の基礎とした出願の出願日

⑥第 3 項の規定により優先権を主張した者が第 5 項の期間内に第 4 項に規定した書類を提出しないときは、その優先権の主張は効力を失う。〈改正 2002.12.11〉

⑦第 1 項の規定により、優先権の主張をした者中、第 2 項の要件を有する者は、第 5 項の規定による最先の日から 1 年 4 月以内に当該優先権の主張を補正するか、又は追加することができる。〈新設 2001.2.3〉

第 55 条【特許出願等に基づく優先権主張】 ①特許を受けようとする者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、その特許出願した発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であって先にされた出願(以下、“先の出願”という。)の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。〈改正 1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3〉

1. その特許出願が先の出願の出願の日から 1 年を経過して出願された場合

2. 先の出願が、第 52 条第 2 項(「実用新案法」第 11 条の規定により準用される場合を含む)の規定による分割出願、若しくは第 53 条又は「実用新案法」第 10 条の規定による変更出願である場合〈改正 2006.3.3〉

3. 先の出願が、その特許出願の際に、放棄・無効・取下げ又は却下されている場合

4. 先の出願が、その特許出願の際に、特許可否の決定、実用新案登録可否の決定又は審決が確定している場合〈改正 2006.3.3〉

5. 〈削除 2006.3.3〉

②第 1 項の規定による優先権を主張しようとする者は、特許出願の際、特許出願書にその旨及び先の出願の表示を記載しなければならない。

③第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、その優先権の主張の基礎とされた先の出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明(その先の出願が第 1 項の規定による優先権の主張又は「工業所有権の保護のためのパリ条約」第 4 条 D(1)の規定により優先権の主張を伴う出願である場合は、その先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の明細書又は図面に記載された発明を除く。)についての第 29 条第 1 項及び第 2 項・第 29 条第 3 項本文・第 30 条第 1 項・第 36 条第 1 項乃至第 3 項・第 47 条第 4 項第 2 号・第 96 条第 1 項第 3 号・第 98 条・第 103 条・第 105 条第 1 項及び第 2 項・第 129 条及び第 136 条第 4 項(第 133 条の 2 第 4 項の規定により準用される場合を含む)、「実用新案法」第 7 条第 3 項・第 4 項及び

第 25 条、「意匠法」第 45 条及び第 52 条第 3 項の規定の適用については、その特許出願は、当該先の出願の出願時に特許出願されたものとみなす。〈改正 1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3、2007.1.3〉

④第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明(その先の出願が第 1 項の規定による優先権主張又は「工業所有権の保護のためのパリ条約」第 4 条 D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合は、その先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の明細書又は図面に記載された発明を除く。)については、その特許出願について出願公開され、又は特許が登録公告された時にその先の出願について出願公開がされたものとみなして、第 29 条第 3 項本文又は「実用新案法」第 4 条第 3 項本文の規定を適用する。この場合、において、その先の出願が第 199 条第 1 項の規定により特許出願とみなす国際出願又は「実用新案法」第 34 条第 1 項の規定により実用新案登録出願とみなす国際出願(第 214 条第 4 項又は「実用新案法」第 40 条第 4 項の規定により特許出願又は実用新案登録出願となる国際出願を含む。)の場合は、第 29 条第 4 項の中“国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面とその出願翻訳文とともに記載された発明又は考案”とあるのは、“国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面に記載された発明又は考案”と読み替える。〈改正 1997.4.10、1998.9.23、2006.3.3〉

⑤第 1 項の規定により優先権の主張をした者中、第 1 項の要件を有する者は、先の出願の日(先の出願が 2 以上である場合は、最先の出願日)から 1 年 4 月以内に当該優先権の主張を補正、又は追加をすることができる。〈新設 2001.2.3〉

第 56 条【先の出願の取下げ等】①第 55 条第 1 項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から 1 年 3 月を経過した時に取下げられたものとみなす。ただし、その先の出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りでない。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉

1.放棄・無効・取下げ又は却下されている場合

2.特許可否の決定、実用新案登録可否の決定又は審決が確定している場合〈改正 2006.3.3〉

3.当該先の出願に基づく優先権の主張が取下げられている場合

4.〈削除 2006.3.3〉

②第 55 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の出願の日から 1 年 3 月を経過した後は、その優先権の主張を取下げることができない。

③第 55 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の出願の日から 1 年 3 月以内に取下げられたときは、その優先権の主張も同時に取下げられたものとみなす。

第 3 章 審 査

第 57 条【審査官による審査】①特許庁長は、審査官に特許出願を審査させる。〈改正 2006.3.3〉

②審査官の資格に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 58 条【先行技術の調査等】①特許庁長は、特許出願の審査において必要であると認めるときは、専門機関を指定し先行技術の調査、国際特許分類の付与、それ以外に大統領が定める業務を依頼することができる。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉

②特許庁長は、特許出願の審査に関し必要であると認めるときは、政府機関・当該技術分野の専門機関又は特許に関する知識と経験の豊富な者に協調を要請し、又は意見を聞くことができる。この場合、特許庁長は予算の範囲内において手当又は費用を支払うことができる。

③第 1 項の規定による専門機関の指定基準等の指定に関し必要な事項と先行技術の調査又は国際特許分類の付与等の依頼手続に関し必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉

第 58 条の 2(専門機関指定の取消など)①特許庁長は、第 58 条第 1 項の規定による専門機関が第 1 号に該当する場合には、専門機関の指定を取消さなければならず、第 2 号に該当する場合にはその指定を取消し、又は 6ヶ月以内に期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

〈改正 2006.03.03、2007.01.03〉

- 1.嘘その他の不正な方法で専門機関の指定を受けた場合
- 2.第 58 条第 3 項の規定による指定基準に適合しなくなった場合

②特許庁長は、第 1 項の規定により専門機関の指定を取消そうとするときには、聴聞を実施しなければならない。〈改正 2007.01.03〉

③第 1 項の規定による専門機関の指定取消及び業務停止の基準と手続等に関して必要な事項は、産業資源部令で定める。〈改正 2007.01.03〉

〈本条新設 2001.2.3〉〈本条題目改正 2006.3.3〉

第 59 条【特許出願の審査の請求】 ①特許出願は、審査請求があったときに限りこれを審査する。

②特許出願があったときは、何人も、その日から 5 年以内に特許庁長にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。但し、特許出願人の場合には特許請求範囲が記載された明細書が添付されたときに限り出願審査の請求をすることができる。〈改正 2007.01.03〉

③第 52 条第 2 項の規定による分割出願又は第 53 条第 2 項の規定による変更出願については、第 2 項の期間が経過した後であっても、分割出願の日又は変更出願の日から 30 日以内に出願審査の請求をすることができる。〈改正 1998.9.23、2006.3.3〉

④出願審査の請求は、取下げることができない。

⑤第 2 項又は第 3 項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に出願審査の請求がなかったときは、この特許出願は、取り下げたものとみなす。

第 60 条【出願審査の請求の手続】 ①出願審査の請求をしようとする者は、次の各号の事項を記載した出願審査請求書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 請求人の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)〈改正 2002.12.11〉

2. 〈削除 2002.12.11〉

3. 出願審査の請求の対象となる特許出願の表示

②特許庁長は、出願公開前に出願審査の請求があったときは出願公開の際、出願公開後に出願審査の請求があったときは遅滞なく、その旨を特許公報に掲載しなければならない。

③特許庁長は、特許出願人でない者から出願審査の請求があったときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。

第 61 条【優先審査】 特許庁長は、次の各号の一に該当する特許出願に対しては、審査官に他の特許出願に優先して審査させることができる。

1. 出願公開後特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合

2. 大統領令が定める特許出願において緊急処理が必要だと認める場合

〈改正 2001.2.3〉

第 62 条【特許拒絶決定】 審査官は、特許出願が次の各号のいずれか一つ(以下、“拒絶理由”という。)に該当するときは、その特許出願について特許拒絶決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2007.1.3〉

1.第 25 条・第 29 条・第 32 条・第 36 条第 1 項乃至第 3 項又は第 44 条の規定により特許をすることができないとき〈改正 2006.3.3〉

2.第 33 条第 1 項の本文の規定による特許を受ける権利を有しないか、又は同条同項のただし書きの規定により特許を受けることができないとき

3.条約の規定に違反したとき

4.第 42 条第 3 項・第 4 項・第 8 項又は第 45 条に規定された要件を満たしていない場合

5.第 47 条第 2 項の規定による範囲を外れた補正であるとき〈新設 2001.2.3〉

6.第 52 条第 1 項の規定による範囲を外れた分割出願であるとき〈新設 2006.3.3〉

7.第 53 条第 1 項の規定による範囲を外れた分割出願であるとき〈新設 2006.3.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 63 条【拒絶理由の通知】 審査官は、第 62 条の規定により特許拒絶決定をしようとするときは、その特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第 47 条第 1 項第 2 号に該当する場合において、第 51 条第 1 項の規定による却下の決定をするときは、この限りではない。〈改正 2001.2.3〉

②審査官は、特許請求範囲に 2 以上の請求項がある特許出願に対して第 1 項本文の規定に従い拒絶理由を通知するときには、その通知書に拒絶される請求項を明示し、その請求項別に拒絶理由を具体的に記載しなければならない。〈新設 2007.01.03〉

第 63 条の 2【特許出願に対する情報提供】 特許出願がある場合には、何人もその特許出願が拒絶理由に該当し、特許とならない旨の情報を証拠とともに特許庁長に提供することができる。但し、第 42 条第 8 項及び第 45 条に規定された要件を有していない場合はこの限りでない。〈新設 2006.3.3〉

第 64 条【出願公開】 ①特許庁長は、次の各号のいずれか 1 つに該当する日から 1 年 6 月が経過したとき、又は特許出願の日から 1 年 6 月が経過する前でも出願人の申請があるときは、産業資源部令で定めるところにより、その特許出願について特許公報に掲載して出願公開をしなければならない。但し、第 42 条第 5 項各号以外の部分前段の規定に従って特許請求範囲が記載されない明細書を添付した特許出願及び第 87 条第 3 項の規定

に従い登録公告をした特許の場合には、出願公開の対象にならない。〈改正 1995.12.29、1997.4.10、2001.2.3、2007.1.3〉

1.第 54 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、その優先権の主張の基礎とした出願日〈新設 2001.2.3〉

2.第 55 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、先の出願の出願日〈新設 2001.2.3〉

3.第 54 条第 1 項又は第 55 条第 1 項の規定による 2 以上の優先権を伴う特許出願にあつては、該当優先権主張の基礎になる出願中、最先の日〈新設 2001.2.3〉

4.第 1 号乃至第 3 号の 1 に該当しない特許出願にあつては、その特許出願日〈新設 2001.2.3〉

②〈削除 2006.3.3〉

③第 87 条第 4 項は、第 1 項の出願公開についてこれを準用する。〈改正 1997.4.10〉

④第 1 項の出願公開について特許公報に掲載すべき事項は、大統領令で定める。

第 65 条【出願公開の効果】①特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明を業として実施した者に対し特許出願された発明であることを書面をもって警告をすることができる。

②第 1 項の規定による警告を受け、又は出願公開された発明であることを知り、その特許出願された発明を業として実施した者に対し特許出願人は、その警告を受け、又は出願公開された発明であることを知ったときから特許権の設定の登録時までの期間の間その特許発明の実施に対し通常受けるべき金額に相当する補償金の支払いを請求することができる。〈改正 1997.4.10〉

③第 2 項の規定による請求権は、当該特許出願に対する特許権の設定の登録があつた後でなければ、これを行行使することができない。〈改正 1997.4.10〉

④第 2 項の規定による請求権の行使は、特許権の行使には影響を及ぼさない。〈改正 1997.4.10〉

⑤第 127 条・第 129 条・第 132 条又は民法第 760 条及び同法第 766 条の規定は第 2 項の規定による請求権を行行使する場合に、これを準用する。この場合、において、民法第 766 条第 1 項の中“被害者又はその法定代理人がその損害及び加害者を知りたる日”とあるのは、“当該特許権の設定の登録日”と読み替えるものとする。〈改正 1997.4.10〉

⑥出願公開後、特許出願が放棄・無効又は取下げられたとき、特許出願の特許拒絶決定が確定したとき、及び第 133 条の規定により特許を無効にすべき旨の審決〈同条第 1 項第

4号の規定による場合を除く。)が確定したときは第2項の規定による請求権は、初めから生じなかったものとみなす。〈新設 1997.4.10、2001.2.3〉〈改正 2006.3.3〉

[全文改正 1995.12.29]

第66条【特許決定】 審査官は、特許出願に対し拒絶理由を発見することができないときは、特許決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

[全文改正 1997.4.10]

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第67条【特許可否決定の方式】 ①特許決定及び特許拒絶決定(以下“特許可否決定”という。)は文書をもって行い、かつ、その理由を付さなければならない。〈改正 2001.2.3〉

②特許庁長は、特許可否決定があったときは、その決定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

[全文改正 1997.4.10]

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第68条【審判規定の審査への準用】 第148条第1号乃至第5号及び第7号の規定は特許出願の審査についてこれを準用する。

[全文改正 1997.4.10]

第69条【特許異議の申立て】〈削除 2006.3.3〉

第70条【特許異議の申立て理由の補正等】〈削除 2006.3.3〉

第71条【審査・決定の合議体】〈削除 2006.3.3〉

第72条【特許異議の申立ての審査における職権審査】〈削除 2006.3.3〉

第73条【特許異議の申立ての併合又は分離】〈削除 2006.3.3〉

第74条【特許異議の申立てに対する決定】〈削除 2006.3.3〉

第75条【特許異議の申立てに対する決定方式】〈削除 2006.3.3〉

第 76 条【特許異議の申立ての取下げ】〈削除 2006.3.3〉

第 77 条【特許の訂正】〈削除 2006.3.3〉

第 78 条【審査又は訴訟手続の中止】①特許出願の審査において必要なときは、審決が確定されるまで又は訴訟の手続が完結するまで当該審査の手続を中止することができる。
〈改正 2006.3.3〉

②法院は訴訟において必要があるときは、特許出願に対する決定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。〈改正 2006.3.3〉

③第 1 項及び第 2 項の規定による中止に対しては不服することができない。

[全文改正 1997.4.10]

第 78 条の 2【審判規定の特許異議の申立てへの準用】〈削除 2006.3.3〉

第 4 章 特許料及び特許登録等

第 79 条【特許料】①第 87 条第 1 項の規定による特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料を納付しなければならない。

②第 1 項の規定による特許料・その納付方法・納付期間その他に必要な事項は、産業資源部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、2002.12.11〉

第 80 条【利害関係人による特許料の納付】①利害関係人は、納付すべき者の意思に反しても、特許料を納付することができる。

②利害関係人は、第 1 項の規定により特許料を納付した場合は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

第 81 条【特許料の追納等】①特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は第 79 条第 2 項の規定による特許料の納付期間が経過した後であっても、6 月以内に特許料を追納することができる。

②第 1 項の規定により特許料を追納するときは、納付すべき特許料の 2 倍の金額を納付しなければならない。

③第1項の規定による追納期間内に特許料を納付しなかったとき(追納期間が満了されたとしても第81条の2第2項の既定による補填期間が満了されていなかった場合には、その補填期間内に補填しなかったときを言う)には、特許権の設定の登録を受けようとする者の特許出願はこれを放棄したものとみなし、特許権者の特許権は特許料を納付すべき期間の経過の時にさかのぼってその特許権が消滅したものとみなす。

<本条題目改正 2002.12.11>

<改正 2002.12.11>

第81条の2【特許料の補填】①特許庁長は特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が第79条第2項又は第81条第1項の規定による期間内に特許料の一部を納付しなかった場合には、特許料の補填を命じなければならない。

②第1項の既定により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から1月以内に特許料を補填することができる。

③第2項の既定により特許料を補填する者は、次の各号の1に該当する場合には、納付しなかった金額の2倍を納付しなければならない。

1.特許料を第79条第2項の既定による納付期間を経過して補填する場合

2.特許料を第81条第1項の既定による追納期間を経過して補填する場合

<本条新設 2002.12.11>

第81条の3【特許料の追納又は補填による特許出願と特許権の回復等】①特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が、責めに帰することができない理由により第81条第1項の規定による追納期間内に特許料を納付しなかったか、若しくは第81条の2第2項の規定による補填期間内に補填しなかった場合には、その理由がなくなった日から14日以内でその特許料を納付、若しくは補填できる。ただし、追納期間の満了日又は補填期間の満了日の中、遅い日から6月が経過したときはこの限りではない。<改正 2002.12.11>

②第1項の規定により、特許料の追納又は補填した者が、第81条第3項の規定にかかわらず、その特許出願を放棄しなかったものとみなし、その特許権は特許料納付期間が経過の時にさかのぼって存続していたものとみなす。<改正 2002.12.11>

③第81条第1項の規定による追加納付期間内に特許料を納付しなかったり、第81条の2第2項の規定による保全期間内に保全をしなかった為に、実施中の特許発明の特許権が消滅した場合、その特許権者は追加納付期間、又は保全期間満了日から3月以内に、第79条の規定による特許料の3倍を納付し、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、その特許権は特許料納付期間が経過した時まで遡及して存続していたものとみなす。<新設 2005.5.3>

④第2項又は第3項の規定による特許出願又は特許権の効力は、特許料の追納期間が経過した日から追納若しくは補填した日までの期間(以下、本条で“効力制限期間”という。)中に他人が特許発明を実施した行為には、その効力が及ばない。〈改正 2002.12.11、2005.5.3〉

⑤効力制限期間中、国内において善意で第2項又は第3項の規定による特許出願された発明又は特許権に対し、その発明の実施事業をするか、又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明又は事業の目的の範囲内でその特許出願された発明に対する特許権に対し、通常実施権を有する。〈改正 2005.5.3〉

⑥第5項の規定より通常実施権を有した者は、特許権者又は専用実施権者に、相当な対価を支給しなければならない。〈本条新設 2001.2.3、改正 2005.5.3〉

〈本条題目改正 2002.12.11〉

第82条【手数料】①特許に関する手続をする者は、手数料を納付しなければならない。

②特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、その特許出願書に添付した明細書についてした補正により特許請求の範囲に記載した請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について納付すべき審査請求料は、特許出願人が納付しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

②第1項の規定による特許料・その納付方法・納付期間その他に必要な事項は、産業資源部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、2002.12.11〉

第83条【特許料又は手数料の減免】①特許庁長は、次の各号の一に該当する特許料及び手数料は第79条及び第82条の規定にかかわらず、これを免除する。

1.国家に属する特許出願又は特許権に関する手数料又は特許料

2.第133条第1項・第134条第1項又は第137条第1項の規定による審査官の無効審判の請求に対する手数料

②特許庁長は、国民基礎生活保障法第5条の規定による受給権者及び産業支援部令で定める者がした発明に係る特許出願である場合は、第79条及び第82条の規定にかかわらず、特許権の設定の登録を受けるための最初3年分の特許料及び産業支援部令で定める手数料を減免することができる。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、1999.9.7、2002.12.11〉

③第2項の規定により特許料及び手数料の減免を受けようとする者は、産業支援部令で定める書類を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、2002.12.11〉

第 84 条【特許料等の返還】 ①納付された特許料及び手数料はこれを返還しない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、納付した者の請求により返還する。〈改正 1997.4.10、2006.3.3、2007.1.3〉

1.過誤納の特許料及び手数料

2.特許を無効にする旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉

3.特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

4.特許出願(分割出願、変更出願及び優先審査の申請がある特許出願を除く)後 1 月以内に該当特許出願を取消し、または放棄した場合に、既に納付された手数料のうち特許出願料及び審査請求料

②特許庁長は、第 1 項の各号のいずれか一つに該当する場合、これを納付した者に通知しなければならない。〈新設 2001.2.3〉〈改正 2006.3.3〉

③第 1 項の但し書の規定による返還は、第 2 項の規定による通知を受け取った日から 1 年を経過した時にはこれを請求することができない。〈改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3〉

第 85 条【特許原簿】 ①特許庁長は、特許庁に特許原簿を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。

1.特許権の設定・移転・消滅・回復・処分の制限又は存続期間の延長〈改正 2002.12.11〉

2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3.特許権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第 1 項の規定による特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ等をもって作成することができる。

③第 1 項及び第 2 項に規定するものほか、登録事項及び登録手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

④特許発明の明細書及び図面その他大統領令で定める書類は、特許原簿の一部とみなす。

第 86 条【特許証の交付】 ①特許庁長は、特許権の設定の登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付しなければならない。

②特許庁長は、特許証が特許原簿その他の書類と符合しないときは申請により又は職権で特許証を回収して訂正交付、若しくは新たな特許証を交付しなければならない。

③特許庁長は、第 136 条第 1 項の訂正審判の審決が確定したときは、その審決に基づいて新たな特許証を交付しなければならない。

第 5 章 特許権

第 87 条【特許権の設定の登録及び登録公告】①特許権は、設定の登録により発生する。

②特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合、特許権の設定登録をしなければならない。

1.第 79 条第 1 項の規定により特許料を納付したとき

2.第 81 条第 1 項の規定により特許料を追納したとき

3.第 81 条の 2 第 2 項の規定により特許料を補填したとき

4.第 81 条の 3 第 1 項の規定により特許料を納付若しくは補填したとき

5.第 83 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定によるその特許料が免除されたとき

〈改正 2006.3.3〉

③特許庁長は、第 2 項の規定による登録があったときは、その特許に関し特許公報に掲載し登録公告をしなければならない。〈改正 1997.4.10〉

④秘密の取扱いを要する特許発明に対しては秘密の取扱いの解除のときまで登録公告を保留し、その秘密の取扱いが解除されたときは、遅滞なく登録公告をしなければならない。〈新設 1997.4.10〉

⑤特許庁長は、登録公告があった日から 3 月間、出願書類及びその付属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。〈新設 1997.4.10〉

⑥第 3 項の規定による登録公告に関し特許公報に掲載する事項は、大統領令で定める。〈新設 1997.4.10〉

第 88 条【特許権の存続期間】①特許権の存続期間は、第 87 条第 1 項の規定により特許権の設定の登録があった日から特許出願日後 20 年になる日までとする。〈改正 1997.4.10、2001.2.3〉

②正当な権利者の特許出願に対して第 34 条及び第 35 条の規定により特許された場合は、第 1 項の特許権の存続期間は、無権利者の特許出願日の翌日から起算する。〈改正 1995.12.29〉

③〈削除 2001.2.3〉

④〈削除 2006.3.3〉

第 89 条【特許権の存続期間の延長】特許発明を実施するために他の法令の規定により許可を受け、又は登録等をしなければならない、その許可又は登録等(以下、“許可等”という。)のため必要な活性・安全性等の試験により長期間を要する大統領令で定める発明である場合は、第 88 条第 1 項の規定にかかわらず、その実施をすることができなかった期間について 5 年の期間内に当該特許権の存続期間を延長することができる。〈改正 1998.9.23〉

第 90 条【特許権の存続期間の延長登録出願】①第 89 条の規定により特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者(以下、“延長登録出願人”という。)は、次の各号の事項を記載した特許権の存続期間の延長登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、2001.2.3〉

1.延長登録出願人の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.延長登録出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)

3.延長対象特許権の特許番号及び延長対象特許請求の範囲の表示

4.延長を求める期間

5.第 89 条の許可等の内容

6.通商産業部令で定める延長理由(これを証明することができる資料を添付しなければならない。)

②特許権の存続期間の延長登録の出願は、第 89 条の規定による許可等を受けた日から 3 月以内に出願をしなければならない。ただし、第 88 条に規定する特許権の存続期間の満了前 6 月以後は、することができない。

③特許権が共有に係るときは、共有者の全員が共同で特許権の存続期間の延長登録の出願をしなければならない。

④特許権の存続期間の延長登録の出願があったときは、その存続期間は延長されたものとみなす。ただし、その出願について第91条第1項の延長登録拒絶決定が確定したときは、この限りでない。〈改正 1997.4.10、2001.2.3〉

⑤特許庁長は、特許権の存続期間の延長登録の出願があったときは、第1項各号の事項を特許公報に掲載しなければならない。

⑥延長登録出願人は、審判官が延長登録可否決定謄本を送達前まで延長登録出願書に記載した事項中、第1項第3号乃至第6号(第3号中延長対象特許権の特許番号を除外する。)の事項に対し、補正することができる。〈新設 2001.2.3〉

第91条【特許権の存続期間の延長登録拒絶決定】①審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について延長登録拒絶決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.その特許発明の実施が第89条の規定による許可等を受ける必要があるものと認められないとき

2.その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第89条の規定による許可等を受けていないとき

3.延長申請の期間がその特許発明を実施することができなかつた期間を超えている場合

4.延長登録出願をした者が当該特許権者でないとき

5.第90条第3項の規定に違反して延長登録の出願をしたとき

6.〈削除 1998.9.23〉

②特許権者に責任がある事由により要した期間は、第1項3号の“その特許発明を実施することができなかつた期間”に含まれない。〈改正 1998.9.23〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第92条【特許権の存続期間の延長登録の決定等】①審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願について第91条第1項各号の一の事由を発見しないときは、延長登録の決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

②特許庁長は、第1項の延長登録の決定があったときは、特許権の存続期間の延長を特許原簿に登録しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

③第2項の登録があったときは、次の各号に記載された事項を特許公報に掲載しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

1.特許権者の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

2.特許番号

3.延長登録の年月日

4.延長の期間

5.第 89 条の規定による許可等の内容

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 93 条【準用規定】第 57 条第 1 項・第 63 条・第 67 条並びに第 148 条第 1 号乃至第 5 号及び第 7 号の規定は特許権の存続期間の延長登録出願の審査に準用する。〈改正 1997.4.10〉

第 94 条【特許権の効力】特許権者は、業としてその特許発明の実施をする権利を独占する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、第 100 条第 2 項の規定により専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲内においては、この限りでない。

第 95 条【存続期間が延長された場合の特許権の効力】特許権の存続期間が延長された特許権の効力は、その延長登録の理由となった許可等の対象となった物(その許可等においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物。)についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。

第 96 条【特許権の効力が及ばない範囲】①特許権の効力は、次の各号の一に該当する事項には、及ばない。

1.研究又は試験のためにする特許発明の実施

2.韓国内を通過するに過ぎない船舶・航空機・車両又はこれらに使用する機械・器具・装置その他の物

3.特許出願の時から韓国内にある物

②二以上の医薬(人の病気の診断・軽減・治療・処置又は予防のために使用する物をいう。以下同じ。)を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、薬事法による調剤する行為及びその調剤による医薬には、及ばない。

第 97 条【特許発明の保護範囲】 特許発明の保護範囲は、特許請求の範囲に記載された事項に基づいて定められる。

第 98 条【他人の特許発明等との関係】 特許権者・専用実施権者又は通常実施権者は、特許発明がその特許発明の特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明・登録実用新案若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するとき、又はその特許権がその特許発明の特許出願の日前の出願に係る他人の意匠権又は商標権と抵触するときは、その特許権者・実用新案権者・意匠権者又は商標権者の同意を得なかったとき、自己の特許発明を業として実施することができない。〈改正 1993.12.10、2001.2.3〉

第 99 条【特許権の譲渡及び共有】 ①特許権はこれを譲渡することができる。

②特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

③特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で特段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明を自己が実施することができる。

④特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾することができない。

第 100 条【専用実施権】 ①特許権者は、その特許権について他人に専用実施権を設定することができる。

②第 1 項の規定による専用実施権の設定を受けた専用実施権者は、その設定行為で定められた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。

③専用実施権者は、実施の事業とともに移転する場合、及び相続その他の一般承継の場合を除き、特許権者の承諾を得なければ、その専用実施権を移転することができない。

④専用実施権者は特許権者の承諾を得なければ、その専用実施権を目的とする質権を設定し、又は通常実施権を許諾することができない。

⑤第 99 条第 2 項乃至第 4 項の規定は、専用実施権に準用する。

第 101 条【特許権及び専用実施権の登録の効力】 ①次の各号に該当する事項は、これを登録をしなければ、その効力を生じない。〈改正 2001.2.3〉

1.特許権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)・放棄による消滅又は処分の制限

2.専用実施権の設定・移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)・変更・消滅(混同によるものを除く。)又は処分の制限

3.特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定・移転(相続その他の一般承継による場合を除く。)-変更・消滅(混同によるものを除く。)-又は処分の制限

②第1項各号の規定による特許権・専用実施権及び質権の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。

第102条【通常実施権】①特許権者はその特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。

②通常実施権者はこの法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。〈改正 1993.12.10〉

③第107条の規定による通常実施権は、実施の事業とともに移転する場合に限り、移転することができる。〈改正 1995.12.29〉

④第138条、「実用新案法」第32条又は「意匠法」第70条の規定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権・実用新案権又は意匠権とともに移転し、当該特許権・実用新案権又は意匠権が消滅したときは、ともに消滅する。〈改正 1998.9.23、2006.3.3〉

⑤第3項及び第4項以外の通常実施権は、実施の事業とともに移転する場合又は相続その他一般承継の場合を除き、特許権者(専用実施権についての通常実施権にあっては、特許権者及び専用実施権者)の承諾を得なければ、これを移転することができない。〈改正 1995.12.29〉〈改正 2001.2.3〉

⑥第3項及び第4項以外の通常実施権は、特許権者(専用実施権についての通常実施権にあっては、特許権者及び専用実施権者)の同意を得なければ、その通常実施権を目的とする質権を設定することができない。

⑦第99条第2項及び第3項の規定は通常実施権に準用する。〈改正 1993.12.10〉

第103条【先使用による通常実施権】特許出願の際、その特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をし、又はその発明をした者から知得して、韓国内においてその発明の実施事業、又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る発明の特許権について通常実施権を有する。〈改正 2001.2.3〉

第104条【無効審判の請求登録前の実施による通常実施権】①次の各号のいずれか一つに該当する者であって、特許又は実用新案登録の無効審判の請求の登録前に、自己の特許発明又は登録実用新案が無効事由に該当することを知らないで、韓国内において、その発明又は考案の実施事業若しくはその事業の準備をしている場合、その実施若しくは準備をしている発明、又は考案及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有し、又は特許や実用新案登録が無効となった際現に存する特許権に対する専用実施権について通常実施権を有する。〈改正 1998.9.23、2006.3.3〉

1.同一の発明についての二以上の特許のうち、その一を無効にした場合における原特許権者

2.特許発明と登録実用新案とが同一である場合において、その実用新案登録を無効にした場合における原実用新案権者

3.特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原特許権者

4.実用新案登録を無効にしてその考案と同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原実用新案権者

5.第1号乃至第4号の場合においてその無効にした特許権又は実用新案権について無効審判の請求の登録の際現に専用実施権又は通常実施権若しくはその専用実施権についての通常実施権を取得し、その登録を受けた者。ただし、第118条第2項の規定に該当する者である場合は、登録を要しない。

②第1項の規定により通常実施権を有する者は、特許権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第105条【意匠権の存続期間満了後の通常実施権】①特許出願の日前又は特許出願の日と同日に出願して登録された意匠権がその特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は原意匠権の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

②特許出願の日前又は特許出願の日と同日に出願して登録された意匠権がその特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現に存する意匠権についての専用実施権又はその意匠権又は専用実施権についての意匠法第61条の規定により準用する第118条第1項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において当該特許権又は意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

③第2項の規定により通常実施権を有する者は、特許権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第106条【特許権の収用等】①政府は、特許発明が戦時・事変又はこれに準ずる非常時において、次の各号の1に該当する場合には、特許権を収用(第1号の場合に限る)したり、特許発明を実施若しくは政府以外の者に実施させることができる。〈改正 1995.12.29、2005.5.3〉

1. 国防上、必要なとき〈新設 2005.5.3〉

2. 公共の利益のために非商業的に実施する必要がある時<新設 2005.5.3>

②特許権が収用されるときは、その特許発明に係る特許権以外の権利は消滅する。

③政府又は政府以外の者は、第 1 項の規定により特許権を収用又は特許発明を実施する場合は、特許権者・専用実施権者又は通常実施権者に対し正当な補償金を支払わなければならない。

④特許権の収用・実施及び補償金の支払いに関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 107 条【通常実施権の設定の裁定】①特許発明の実施をしようとする者は、特許発明が次の各号の 1 に該当し、その特許発明の特許権者、又は専用実施権者と合理的な条件で通常実施権の承諾に関する協議(以下、この条では“協議”という)をしても合意に到らない場合、又は協議をすることができない場合には、特許庁長に通常実施権の設定に関する裁定(以下、“裁定”という。)を請求することができる。但し、公共の利益のために非商業的に実施しようとする場合と第 4 号の規定に該当する場合には協議をしなくても裁定することができる。<改正 2005.5.3.>

1.特許発明が天災・地変その他不可抗力又は大統領令で定める正当な理由がなく、継続して 3 年以上韓国内において、実施されていない場合

2.特許発明が正当な理由がなく、継続して 3 年以上韓国内において相当の営業的規模をもって実施されていないとき、又は適当な程度と条件により韓国内の需要を満たさない場合

3.特許発明の実施が公共の利益のために特に必要な場合<改正 2005.5.3.>

4.司法的手続又は行政的手続により不公正取引行為として判定された事項を是正するため特許発明を実施する必要がある場合

5.自国民の多数の保健を脅威する疾病を治療するために医薬品(医薬品生産に必要な有効成分、医薬品の使用に必要な診断キットを含む)を輸入しようとする国家(以下、この条では“輸入国”という)に、その医薬品を輸出できるように特許発明を実施する必要がある場合<新設 2005.5.3.>

②第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、特許発明が特許出願の日から 4 年を経過していないときは、これを適用しない。

③特許庁長が裁定をするにおいては、各請求別に通常実施権設定の必要性を検討しなければならない。

④特許庁官は第 1 項第 1 号から第 3 号、又は第 5 項の規定による裁定をするにおいて、裁定を受ける者に次の各号の条件を付加しなければならない。<改正 2005.5.3.>

1. 第1項第1号から第3号の規定による裁定の場合には、通常実施権を国内需要充足のための供給を主目的に実施すること<新設 2005.5.3.>

2. 第1項第5号の規定による裁定の場合には、生産された医薬品全量を輸入国に輸出すること<新設 2005.5.3.>

⑤特許庁官は裁定をするにおいて、相当な対価が支給されるようにしなければならない。この場合、第1項第4号、又は第5号の規定による裁定をするにおいては、次の各号の事項を代価の決定に参酌することができる。<改正 2005.5.3.>

1. 第1項第4号の規定による裁定の場合には、不公正取り引き行為を是正するための趣旨<新設 2005.5.3.>

2. 第1項第5号の規定による裁定の場合には、当該の特許発明を実施することにより発生する輸入国においての経済的価値<新設 2005.5.3.>

⑥半導体技術に対しては第1項第3号(公共の利益のための非産業的实施に限る)、又は第4号の場合に限り、裁定を請求することができる。<改正 2005.5.3.>

[全文改正 1995.12.29]

⑦輸入国は世界貿易機構の会員国中、世界貿易機構に次の各号の事項を通知した国家、又は世界貿易機構の会員国ではない国家中、大統領令が定める国家として次の各号の事項を大韓民国の政府へ通知した国家に限る。<新設 2005.5.3.>

1. 輸入国が必要とする医薬品の名称と数量

2. 国際連合総会の決意による最貧発展途上国ではない場合、当該の医薬品の生産のための製造能力がないか、又は不足しているという輸入国家の確認

3. 輸入国において、当該医薬品が特許された場合、強制的な実施を許可したか、或いは許可する意思があるというその国家の確認

⑧第1項第5号の規定による医薬品は次の各号の1に該当することをいう<新設 2005.5.3.>

1. 特許された医薬品

2. 特許された製造方法で生産された医薬品

3. 医薬品の生産に必要であって特許された有効成分

4. 医薬品の使用に必要であって特許された診断キット<新設 2005.5.3.>

⑨裁定を請求する者が提出しなければならない書類、その他裁定に関して必要な事項は大統領令で定める。〈新設 2005.5.3〉

第 108 条【答弁書の提出】特許庁長は、裁定の請求があったときは、その請求書の副本をその請求に係る特許権者・専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に送達し、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えなければならない。

第 109 条【産業財産権紛争調停委員会及び関係省庁の長の意見聴き取り】特許庁官は、裁定をするにおいて必要だと認定する場合には「発明復興法」第 29 条の規定による産業財産権紛争調停委員会、及び関係省庁の長の意見を聴くことができ、関係行政機関や関係人に共助を要請することができる。〈改正 1993.12.10、2001.2.3、2005.5.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 110 条【裁定の方式等】①裁定は、文書をもって行い、かつ、その理由を明示しなければならない。

②第 1 項の裁定においては、次の各号の事項を明示しなければならない。

〈改正 1995.12.29〉

1.通常実施権の範囲及び期間

2.対価並びにその支払いの方法及び支払いの時期

3.第 107 条第 1 項第 5 号による裁定の場合には、その特許発明の特許権者・専用実施権者又は通常実施権者(裁定による場合を除く)が供給する医薬品と外観上区分をすることができる包装・表示及び裁定で定められた事項を公示するインターネット住所〈新設 2005.5.3〉

4.その他に裁定を受けた者がその特許発明を実施するにおいて、法令又は条約に規定された内容を履行するために必要な遵守事項〈新設 2005.5.3〉

③特許庁官は正当な事由がある場合を除いては裁定請求日から 6 月以内に裁定に関する決定をしなければならない。〈新設 2005.5.3〉

④第 107 条第 1 項第 5 号による裁定請求が、同条第 7 項及び第 8 項の規定に該当し、同条第 9 項の規定による書類がすべて提出された場合には、特許庁官は正当な事由がある場合を除いては通常実施権設定の裁定をしなければならない。〈新設 2005.5.3〉

第 111 条【裁定の謄本の送達】①特許庁長は、裁定をしたときは、当事者及びその特許に関し登録をした権利を有する者に裁定書の謄本を送達しなければならない。

②第 1 項の規定により当事者に対し裁定の謄本の送達があったときは、裁定に明示されるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

第 111 条の 2【裁定書の変更】①裁定を受けた者は、裁定書に明示された第 110 条第 2 項第 3 号の事項に関して変更が必要な場合、その原因を証明する種類を添付して特許庁官にこれを請求することができる。〈新設 2005.5.3〉

②特許庁官は第 1 項の請求が理由があると認定された場合、裁定書に明示された事項を変更することができる。この場合、利害関係人の意見を聴かななければならない。

③第 111 条の規定は第 2 項の場合に関してこれを準用する。

〈本条新設 2005.5.3〉

第 112 条【対価の供託】第 110 条第 2 項第 2 号の対価を支払うべき者は、次の各号の一に該当する場合は、その対価を供託しなければならない。

- 1.対価を受け取るべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。
- 2.対価について第 190 条第 1 項の規定による訴訟が提起されたとき。
- 3.当該特許権又は専用実施権を目的とする質権が設定されているとき。ただし、質権者の承諾を得たときは、この限りでない。

第 113 条【裁定の失効】裁定を受けた者が第 110 条第 2 項第 2 号の支払いの時期までに対価(対価を定期的に又は分割して支払うべきときは、最初に支払うべき分。)を支払わないとき又は供託をしないときは、その裁定は効力を失う。

第 114 条【裁定の取消し】①特許庁長は、裁定を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、利害関係人の申請により又は職権でその裁定を取り消すことができる。ただし、第 2 号の場合は、裁定を受けた通常実施権者の正当な利益が保護できる場合に限る。

〈改正 1995.12.29〉

- 1.裁定を受けた目的に適合するように、その特許発明を実施していないとき
- 2.通常実施権を裁定した事由がなくなり、その事由が再び発生しないものであると認めるとき

3.正当な事由なしに裁定書に明示された第110条第2項第3号、又は第4号の事項を違反した場合〈新設 2005.5.3〉

②第108条・第109条・第110条第1項及び第111条第1項の規定は第1項の場合に、これを準用する。

③第1項の規定による裁定の取消があったときは、通常実施権は、そのときから消滅する。

第115条【裁定についての不服の理由の制限】裁定についての行政審判法による行政審判を提起、又は行政訴訟法により取消訴訟を提起する場合は、その裁定で定める対価について、不服の理由とすることができない。〈改正 2001.2.3〉

第116条【特許権の取消し】①特許庁長は、第107条第1項第1号の事由による裁定があった日から継続して2年以上その特許発明が韓国内において実施されていない場合は、利害関係人の申請により又は職権でその特許権を取り消すことができる。

②第108条・第109条・第110条第1項及び第111条第1項の規定は、第1項の場合に、これを準用する。

③第1項の規定による特許権の取消があったときは、特許権はそのときから消滅する。

第117条〈削除 2001.2.3〉

第118条【通常実施権の登録の効力】①通常実施権を登録したときは、その登録後に特許権又は専用実施権を取得した者に対しても、その効力が生ずる。

②第81条の3第5項・第103条乃至第105条・第122条・第182条及び第183条及び「発明振興法」第10条第1項の規定による通常実施権は、登録しなくても第1項の規定による効力が発生する。〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2007.1.3、2007.4.11〉

③通常実施権の移転・変更・消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅若しくは処分の制限は、これを登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第119条【特許権等の放棄の制限】①特許権者は、専用実施権者・質権者又は第100条第4項・第102条第1項及び「発明振興法」第10条第1項の規定による通常実施権者の承諾を得なければ、特許権を放棄することができない。〈改正 1993.12.10、2007.1.3、2007.4.11〉

②専用実施権者は、質権者又は第100条第4項の規定による通常実施権者の承諾を得なければ、専用実施権を放棄することができない。

③通常実施権者は、質権者の承諾を得なければ、通常実施権を放棄することができない。

第 120 条【放棄の効果】 特許権・専用実施権及び通常実施権の放棄があったときは、特許権・専用実施権及び通常実施権はそのときから消滅する。

第 121 条【質権】 特許権・専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で特段の定をした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない。

第 122 条【質権行使による特許権の移転に伴う通常実施権】 特許権者は、特許権を目的とする質権設定以前にその特許発明を実施しているときは、その特許権が競売等により移転されてもその特許発明に対して通常実施権を有する。この場合、特許権者は競売等により特許権の移転を受けた者に相当の対価を支払わなければならない。

<改正 1993.12.10>

第 123 条【質権の物上代位】 質権は、この法律による補償金又は特許発明の実施に対し受けるべき対価又は物に対しても、行うことができる。ただし、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

第 124 条【相続人がない場合の特許権の消滅】 特許権は、相続が開始したとき、相続人がない場合は消滅する。

第 125 条【特許実施報告】 特許庁長は、特許権者・専用実施権者又は通常実施権者に特許発明の実施の可否及びその規模等に対し報告させることができる。

第 125 条の 2【対価及び補償金額に対する執行名義】 この法律により特許庁長が定めた対価と補償金額についての確定した決定は、執行力のある執行名義と同一の効力を有する。この場合、執行力のある正本は、特許庁公務員がこれを付与する。

第 6 章 特許権者の保護

第 126 条【権利侵害に対する差止請求権等】 ①特許権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

②特許権者又は専用実施権者は、第 1 項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の発明にあっては、侵害の行為により生じた物を含む。)の

廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第 127 条【侵害とみなす行為】 次の各号の一に該当する行為を業としてするときは、特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。〈改正 1995.12.29、2001.2.3〉

1.特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

2.特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその物の譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第 128 条【損害の額の推定等】 ①特許権者又は専用実施権者が、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、当該権利を侵害した者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その物の譲渡数量に、特許権者又は専用実施権者が当該侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。この場合、損害額は特許権者又は専用実施権者が生産することができた物の数量から実際に販売した物の数量を除いた数量に単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を限度とする。ただし、特許権者又は専用実施権者が侵害行為以外の事情で販売することができないとする事情があるときは、当該侵害行為以外により販売できなかった数量に応じた額を控除しなくてはならない。〈新設 2001.2.3〉

②特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、権利を侵害した者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

③特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その特許発明の実施に対し通常受けるべき金額に相当する額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額としてその損害賠償を請求することができる。

④第 3 項の規定にかかわらず、損害の額が同項に規定する金額を超える場合において、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、法院は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。〈改正 2001.2.3〉

⑤法院は、特許権者又は専用実施権者の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性

質上極めて困難であるときは、第1項乃至第4項の規定にかかわらず、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。〈新設 2001.2.3〉

第 129 条【生産方法の推定】物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物と同一の物は、その特許されている方法により生産したものと推定する。ただし、その物が次の各号の一に該当する場合は、その限りではない。

- 1.特許出願前に韓国内において公知されているか、又は公然に実施された物
- 2.特許出願前に韓国内又は外国において、頒布された刊行物に記載され、大統領が定めた電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった物。

〈本条改正 2001.2.3〉

第 130 条【過失の推定】他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害行為について過失があったものと推定する。

第 131 条【特許権者等の信用回復】法院は、故意又は過失により特許権又は専用実施権を侵害したことにより特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては特許権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するために必要な措置を命ずることができる。

第 132 条【書類の提出】法院は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、他の当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその書類の提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第 7 章 審 判

第 132 条の 2【特許審判院】①特許・実用新案・意匠及び商標に関する審判と再審及びこれに関する調査・研究に関する事務を管掌させるために特許庁長所屬のもとに特許審判院を置く。

②特許審判院に院長と審判官を置く。

③特許審判院の組織と定員及び運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 1995.1.5]

第 132 条の 3【特許拒絶決定等に対する審判】 特許拒絶決定又は第 91 条の規定による特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を受けた者は、不服があるときは、拒絶査定の本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。〈本条改正 2001.2.3、2006.3.3〉〈本条題目改正 2006.3.3〉

第 132 条の 4 〈削除 2001.2.3〉

第 133 条【特許の無効審判】 ①利害関係人又は審査官は、特許が次の各号のいずれか一つに該当するときは、無効審判を請求することができる。この場合、特許請求の範囲の請求項が二つ以上に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。但し、特許権の設定登録があった日から登録公告日後 3 月以内に誰でも次の各号(第 2 号を除く)のいずれか一つに該当する理由で無効審判を請求することができる。〈改正 1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3〉

1.第 25 条・第 29 条・第 32 条・第 36 条第 1 項乃至第 3 項・第 42 条第 3 項・第 4 項の各規定に違反したとき

2.第 33 条第 1 項の本文の規定による特許を受けることができる権利を有していないとき、又は第 44 条の規定に違反したとき

3.第 33 条第 1 項の但し書の規定により特許を受けることができないとき

4.特許がされた後において、その特許権者が第 25 条の規定により特許権を享有することができない者になったとき、又はその特許が条約に違反する事由が発生したとき

5.条約の規定に違反し特許を受けられないとき

6.第 47 条第 2 項の規定による範囲内を外れた補正であるとき

7.第 52 条第 1 項の規定による範囲を外れた分割出願であるとき

8.第 53 条第 1 項の規定による範囲を外れた変更出願であるとき

〈改正 2006.3.3〉

②第 1 項の規定による審判は、特許権の消滅後においても、これを請求することができる。

③特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかったものとみなす。ただし、第 1 項第 4 号の規定により特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至ったときからなかったものとみなす。

④審判長は、第 1 項の審判の請求があったときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第 133 条の 2【特許の無効審判の手続での特許の訂正】

①第 133 条第 1 項の規定による審判の被請求人は、第 147 条第 1 項又は第 159 条第 1 項後段の規定により指定された期間内に第 47 条第 3 項各号のいずれか 1 つに該当する場合に限って、特許発明の明細書又は図面に対し訂正を請求することができる。この場合、審判長が第 147 条第 1 項の規定に従い指定された期間後にも、請求人の証拠書類の提出により訂正の請求を許容する必要があると認める場合には、期間を定めて訂正請求をするようにできる。〈改正 2007. 01. 03〉

②第 1 項の規定による訂正請求をするときには、該当無効審判手続でその訂正請求前に遂行した訂正請求は取下げられたものと見なす。〈新設 2007. 01. 03〉

③審判長は、第 1 項の規定による訂正請求があるときには、その請求書の副本を第 133 条第 1 項の規定による審判の請求人に送達しなければならない。

④第 136 条の第 2 項乃至第 5 項・第 7 項乃至第 11 項、第 139 条第 3 項及び第 140 条第 1 項・第 2 項・第 5 項の規定は、第 1 項の訂正請求に関しこれを準用する。この場合、第 136 条第 9 項中“第 162 条第 3 項の規定による審理の終結の通知がある前(同条第 4 項の規定により審理が再開された場合には、その後再び同条第 3 項の規定による審理の終結の通知がある前)”とあるのは、“第 136 条第 5 項の規定による通知があるときには、指定された期間以内に”と読み替えるものとする。〈本条新設 2001.2.3〉

⑤第 4 項の規定の適用において、第 133 条第 1 項の規定による特許の無効審判が請求された請求項を訂正する場合には、第 136 条第 4 項の規定を準用しない。〈新設 2006.3.3、訂正 2007.1.3〉

第 134 条【特許権の存続期間の延長登録の無効の審判】①利害関係人又は審査官は、特許権の存続期間の延長登録が次の各号の一に該当するときは、無効の審判を請求することができる。〈改正 1997.4.10〉

1.その特許発明を実施するために第 89 条の許可等を受けるべき必要がない出願に対して延長登録されたとき

2.その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第 89 条の許可を受けていない場合の出願に対して延長登録されたとき

3.延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき

4.当該特許権者でない者の出願に対して延長登録されたとき

5.第 90 条第 3 項の規定に違反している出願に対して延長登録されたとき

6.〈削除 1998.9.23〉

②第 133 条第 2 項及び第 4 項の規定は、第 1 項の審判の請求に準用する。

③延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、初めからなかったものとみなす。ただし、延長登録が第 1 項第 3 号の規定に該当し無効となった場合は、その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間について、その延長がされなかつたものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

第 135 条【権利範囲の確認審判】①特許権者・専用実施権者又は利害関係人は、特許発明の保護範囲を確認するために特許権の権利範囲の確認の審判を請求することができる。〈改正 2006.3.3〉

②第 1 項の規定による特許権の権利範囲の確認の審判を請求する場合は、特許請求の範囲の請求項が二以上であるときは、請求項ごとに請求することができる。

第 136 条【訂正の審判】①特許権者は、第 47 条第 3 項各号のいずれか一つに該当する場合は、特許発明の明細書又は図面の訂正審判を請求することができる。ただし、特許の無効審判が特許審判院に係属されている場合は、この限りではない。〈改正 2006.3.3〉

②第 1 項の規定により明細書又は図面の訂正は、特許発明の明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてこれを行うことができる。ただし、第 47 条第 3 項第 2 号の規定により誤記を訂正する場合には、出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲とする。

③第 1 項の規定による明細書又は図面の訂正は、特許請求範囲を実質的な拡張又は変更は、できない。

④第 1 項の規定による訂正中、第 47 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に該当する訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項が、特許出願の際特許を受けることができるものでなければならない。

⑤審判官は、第 1 項の規定による審判請求が第 47 条第 3 項各号の一に該当せず、第 2 項に規定した範囲になく、第 3 項又は第 4 項の規定に違反すると認められたときは、請求人にその理由を通知し、期間を指定して、意見書を提出する機会を与えてはならない。

⑥第 1 項の訂正審判は、特許権の消滅においても、請求することができる。ただし、審決により特許が無効とされた後は、この限りではない。〈改正 2006.3.3〉

⑦特許権者は、専用実施権者・質権者及び第 100 条第 4 項・第 102 条第 1 項及び「発明振興法」第 10 条第 1 項の規定による通常実施権者の同意を得なければ、第 1 項の訂正審判を請求することができない。〈改正 2007. 01. 03、2007. 4. 11〉

⑧特許発明の明細書又は図面において、訂正すべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書又は図面により特許出願・出願公開・特許決定又は審決及び特許権の設定登録がされたものとみなす。

⑨請求人は第 162 条第 3 項の規定による審理終結の通知がある前(同条第 4 項の規定により審理が再開された場合は、その後再び同条第 3 項の規定による審理終結の通知がある前)による第 140 条第 5 項に規定された審判請求書に添付し訂正した明細書又は図面に対し補正することができる。

⑩特許発明の明細書又は図面に対する訂正をすべき審決がある場合に、特許審判院長はその内容を特許庁長に報告しなければならない。

⑪特許庁長は第 10 項の規定による報告があるときには、これを特許公報に掲載しなければならない。

〈本条改正 2001.2.3〉

第 137 条【訂正の無効審判】①利害関係人又は審査官は、第 133 条の 2 第 1 項又は第 136 条第 1 項の規定による特許発明の明細書又は図面の訂正が、次の各号のいずれか一つの規定に違反している場合は、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3、2006.3.3、2007.1.3〉

1. 第 47 条第 3 項各号の一

2. 第 136 条第 2 項乃至第 4 項(第 133 条の 2 第 4 項の規定により準用する場合を含む。)
〈改正 2006.3.3〉

②第 133 条第 2 項及び第 4 項の規定は、第 1 項の審判の請求に準用する。

③第 1 項の規定による無効審判の被請求人は第 147 条第 1 項又は第 159 条第 1 項後段の規定により指定された期間以内に第 47 条第 3 項各号の一に該当する場合に限り特許発明の明細書又は図面の訂正を請求することができる。〈新設 2001.2.3〉

④第 133 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定は第 3 項の訂正請求に関しこれを準用する。この場合、第 133 条の 2 第 3 項“第 133 条第 1 項”は“第 137 条第 1 項”と読み替えるものとする。〈新設 2001.2.3、訂正 2007.1.3〉

⑤第 1 項の規定により訂正を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その訂正は、初めからなかったものとみなす。

第 138 条【通常実施権の許与の審判】①特許権者・専用実施権者又は通常実施権者は当該特許発明が第 98 条の規定に該当して実施の許諾を受ける場合に、その他人が正当な理由がないのに許諾をしないとき、又はその他人の許諾を受けることができないときは、自己の特許発明の実施に必要な範囲内において通常実施権の許与の審判を請求することができる。

②第 1 項の規定による請求があった場合は、その特許発明がその特許発明の出願の日前の出願に係る他人の特許発明又は登録実用新案に比べて相当の経済的価値あり、重

要な技術的進歩をもたらすものでない限り、通常実施権を許与してはならない。〈改正 2001.2.3〉

③第1項の審判により通常実施権を許与した者がその通常実施権の許与を受ける者の特許発明の実施を必要とする場合に、その通常実施権の許与を受けた者が実施を許諾しないとき、又は実施の許諾を受けることができないときは、通常実施権の許与を受けて実施しようとする特許発明の範囲内において通常実施権の許与の審判を請求することができる。

④第1項及び第3項の規定による通常実施権者は、特許権者・実用新案権者・意匠権者又はその専用実施権者に対し対価を支払わなければならない。ただし、自己が責任を負うことができない事由により支払うことができないときは、その対価を供託しなければならない。

⑤第4項の通常実施権者はその対価を支払わないとき、又は供託をしなければその特許発明・登録実用新案又は登録意匠若しくはこれと類似する意匠を実施することができない。

〈改正 1993.12.10〉

第139条【共同審判の請求等】①同一の特許権について第133条第1項・第134条第1項及び第137条第1項の無効審判又は第135条第1項の権利範囲の確認審判を請求する者が、2人以上あるときは、その全員が共同して審判を請求することができる。

②共有に係る特許権についての特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。

③特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。

④第1項又は第3項の規定による請求人、又は第2項の規定による被請求人中の1人について、審判手続の中断又は中止の原因があるときは、全員についてその効力を生ずる。

第140条【審判請求の方式】①審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

1.当事者の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)

1の2.代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所、又は営業所の所在地(代理人の特許法人にあってはその名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)〈新設 2001.2.3〉

2.審判事件の表示

3.請求の趣旨及びその理由

②第1項の規定に従い提出された審判請求書の補正は、その要旨を変更することができない。但し、次の各号の補正をする場合には、この限りでない。〈改正 2007.01.03〉

1. 第1項第3号の規定による請求の理由を補正する場合
2. 特許権者または専用実施権者が請求人として請求した権利範囲確認審判において、審判請求書の確認対象発明(請求人が主張する被請求人の発明をいう)の説明書及び図面に対して、被請求人が自身が実際に実施している発明と比較して異なると主張する場合に、請求人が被請求人の実施発明と同一にするために審判請求書の確認対象発明の説明書及び図面を補正する場合

②第1項の規定により提出した審判請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、第1項第3号に規定した請求の理由については、この限りでない。

③第135条第1項の権利範囲の確認審判を請求するときは、特許発明と対比できる説明書及び必要な図面を添付しなければならない。

④第138条第1項の通常実施権の許与の審判の審判請求書には、第1項各号に掲げる事項のほかに次の事項を記載しなければならない。〈改正 1995.12.29〉

1. 実施を要する自己の特許の番号及び名称
2. 実施されるべき他人の特許発明・登録実用新案若しくは登録意匠の番号・名称若しくは特許又は登録の年月日
3. 特許発明・登録実用新案若しくは登録意匠の通常実施権の範囲・期間及び対価

⑤第136条第1項の訂正審判を請求するときは、審判請求書に訂正した明細書又は図面を添付しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

第140条の2【特許拒絶決定等に対する審判請求の方式】①第132条の3の規定による特許拒絶決定に対する審判を請求しようとする者は、第140条第1項の規定に係らず次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。ただし、第173条に該当する場合は、第6号の事項中、請求の理由を記載しないことができる。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉

1. 請求人の氏名及び住所(法人にあってはその名称・営業所の所在地)

1の2. 代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所、又は営業所の所在地(代理人の特許法人にあってはその名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)〈新設 2001.2.3〉

2.出願日付及び出願番号<改正 2006.3.3>

3.発明の名称

4.特許拒絶決定日付<改正 2006.3.3>

5.審判事件の表示

6.請求の趣旨及びその理由

②<削除 2006.3.3>

③特許審判院長は第 1 項のただし書きの規定により、同項第 6 号の事項を記載しなかった者の審判の請求書が、第 175 条第 2 項の規定により通知されたときは、期間を定め請求理由の補正を命じなければならない。<新設 2001.2.3>

[全文改正 1997.4.10]

<本条題目改正 2001.2.3、2006.3.3>

第 141 条【審判請求書の却下】①審判長は、次の各号の一に該当する場合は、期間を定めて、その補正をすべきことを命じなければならない。<改正 1995.1.5、2001.2.3>

1.審判請求書は、第 140 条第 1 項・第 3 項乃至第 5 項又は第 140 条の 2 第 1 項の規定に違反した場合

2.審判に関する手続きが、次の各目の一に該当する場合

イ.第 3 条第 1 項又は第 6 条の規定に違反しているとき

ロ.第 82 条の規定により納付すべき手数料を納付しないとき

ハ.この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき

②審判長は、第 1 項の規定により、補正命令を受けた者が指定した期間内にその補正をしないときは、決定をもってその審判請求書を却下しなければならない。

③第 2 項の規定による決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

④ないし⑥<削除 1995.1.5>

第 142 条【不適格な審判請求の審決による却下】不適格な審判の請求であって、その欠陥を補正することができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもってこれを却下することができる。

第 143 条【審判官】①特許審判院長は、審判請求があったときは、審判官にこれを審判させる。〈改正 1995.1.5〉

②審判官の資格は、大統領令で定める。〈改正 1995.1.5〉

③審判官は、職務上独立して審判する。〈改正 1995.1.5〉

第 144 条【審判官の指定】①特許審判院長は、各審判事件について第 146 条の規定による合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。〈改正 1995.1.5〉

②特許審判院長は、第 1 項の審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、他の審判官をもってこれを行わせることができる。〈改正 1995.1.5〉

第 145 条【審判長】①特許審判院長は、第 144 条第 1 項の規定により指定した審判官のうち 1 人を審判長として指定しなければならない。〈改正 1995.1.5〉

②審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。

第 146 条【審判の合議体】①審判は、3 人又は 5 人の審判官の合議体が行う。〈改正 1995.1.5〉

②第 1 項の合議体の合議は、過半数により決する。

③審判の合議は、公開しない。

第 147 条【答弁書の提出等】①審判長は、審判の請求があったときは、請求書の副本を被請求人に送達し、期間を定めて、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

②審判長は、第 1 項の答弁書を受領したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

③審判長は、審判に関し、当事者を審尋することができる。

第 148 条【審判官の除斥】審判官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その審判の関与から除斥される。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉

1. 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者若しくは参加人であるとき〈改正 2006.3.3〉

2. 審判官が事件の当事者若しくは参加人の親族・戸主・家族の関係であるとき又はこのような関係があったとき〈改正 2006.3.3〉

3. 審判官が事件の当事者若しくは参加人の法定代理人であるとき又はこのような関係があったとき<改正 2006.3.3>

4. 審判官が事件について証人・鑑定人となったとき又は鑑定人であったとき

5. 審判官が事件の当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はこのような関係があったとき<改正 2006.3.3>

6. 審判官が事件について審査官若しくは審判官として特許可否決定又は審決に関与したとき<改正 2006.3.3>

7. 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき

第 149 条【除斥申請】 第 148 条に規定する除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、除斥の申立てをすることができる。

第 150 条【審判官の忌避】 ① 審判官について審判の公正を期待することが難しい事情があるときは、当事者又は参加人はこれを忌避することができる。

② 当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもって陳述した後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

第 151 条【除斥又は忌避の疎明】 ① 第 149 条及び第 150 条の規定により除斥及び忌避の申立てをする者は、その原因を記載した書面を特許審判院長に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもってすることができる。<改正 1995.1.5、2001.2.3>

② 除斥又は忌避の原因は、申立てをした日から 3 日以内に疎明しなければならない。

第 152 条【除斥又は忌避の申立についての決定】 ① 除斥又は忌避の申立があったときは、審判によりこれを決定しなければならない。

② 除斥又は忌避の申立を受けた審判官は、その除斥又は忌避に対する審判に関与をすることができない。ただし、意見を述べるることができる。

③ 第 1 項の規定による決定は、文書をもって行い、かつ、その理由を付さなければならない。

④ 第 1 項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第 153 条【審判手続の中止】 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立についての決定があるまで審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

第 153 条の 2【審判官の回避】 審判官が第 148 条又は第 150 条の規定に該当する場合は、特許審判院長の許可を得て当該事件に対する審判を回避することができる。〈本条新設 2001.2.3〉

第 154 条【審理等】 ①審判は口頭審理又は書面審理とする。ただし、当事者が口頭審理を申請したときは、書面審理のみで決定できると認められる場合でなければ、口頭審理をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

②〈削除 2001.2.3〉

③口頭審理は、これを公開しなければならない。ただし、公の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがあるときは、この限りでない。〈改正 2001.2.3〉

④審判長は、第 1 項の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、その旨を記載した書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。ただし、当該事件について出頭した当事者及び参加人にこれを告知したときは、この限りでない。〈改正 2001.2.3〉

⑤審判長は、第 1 項の規定により口頭審理による審判をする場合は、特許審判院長が指定する職員に期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成させなければならない。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

⑥第 5 項の調書には、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名し、捺印をしなければならない。

⑦民事訴訟法第 153 条・第 154 条及び同法第 156 条乃至第 160 条の規定は、第 5 項の調書についてこれを準用する。〈改正 2002.1.26〉

⑧「民事訴訟法」第 143 条・第 259 条・第 299 条及び同法第 367 条の規定は、審判についてこれを準用する。〈改正 2002.1.26、2006.3.3〉

第 155 条【参加】 ①第 139 条第 1 項の規定により審判を請求することができる者は、審理の終結に至るまでは、その審判に参加することができる。

②第 1 項の規定による参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる。

③審判の結果について利害関係を有する者は、審理が終結に至るまで、当事者の一方を補助するためその審判に参加することができる。

④第3項の規定による参加人は、一切の審判手続をすることができる。

⑤第1項又は第3項の規定による参加人について審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、被参加人についても、その効力を生ずる。

第156条【参加の申請及び決定】①審判に参加する者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

②審判長は、参加の申請があったときは、参加申請書の副本を当事者及び他の参加人に送達し、期間を指定し、意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

③参加の申請があったときは、審判によりその参加の決定をしなければならない。

④第3項の規定による決定は、文書をもって行い、かつ、その理由を附さなければならない。

⑤第3項の規定による決定に対しては、不服を申立てることができない。

第157条【証拠調べ及び証拠保全】①審判に関しては、当事者・参加人又は利害関係人の申立により又は職権で、証拠調べ又は証拠保全をすることができる。

②民事訴訟法中、証拠調べ及び証拠保全による規定は、第1項の規定による証拠調べ及び証拠保全に準用する。ただし、審判官は過料の決定をし、又は拘引を命じ、又は保証金を供託させることができない。〈改正 1995.1.5〉

③証拠保全の申立は、審判請求前には、特許審判院長に対して、審判係属中には、その事件の審判長に対してしなければならない。〈改正 1995.1.5〉

④特許審判院長は、第1項の規定により審判請求前に証拠保全の申立があったときは、証拠保全の申立てに関与すべき審判官を指定する。〈改正 1995.1.5〉

⑤審判長は、第1項の規定により職権で証拠調べ又は証拠保全をしたときは、その結果を当事者・参加人及び利害関係人に送達し、期間を定めて、意見書を申し立てる機会を与えなければならない。

第158条【審判の進行】審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第154条第4項に規定する期日に出頭しないときであっても、審判の進行をすることができる。

第159条【職権審理】①審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、これを審理することができる。この場合、当事者及び参加人に期間を定めその理由に対して意見を申し立てる機会を与えなければならない。〈改正 2001.2.3〉

②審判においては請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない。

<新設 1993.12.10>

第 160 条【審理・審決の併合又は分離】 審判官は、当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理又は審決の併合又は分離をすることができる。

第 161 条【審判請求の取下げ】 ①審判の請求は、審決が確定するまでは、これを取り下げることができる。ただし、答弁書の提出があったときは、相手方の承諾を得なければならない。

②二以上の請求項に係る第 133 条第 1 項の無効審判又は第 135 条の権利範囲の確認審判を請求したときは、請求項ごとにこれを取り下げることができる。

③第 1 項又は第 2 項の規定による取下げがあるときは、その審判請求又はその請求項に係る審判請求は初めからなかったものとみなす。〈改正 2001.2.3〉

第 162 条【審決】 ①審判は、特段の定めがある場合を除き、審決をもってこれを終結する。

②第 1 項の審決は、次の各号の事項を記載した文書をもって行い、審決をした審判官がこれに記名し、捺印しなければならない。〈改正 1995.12.29〉

1. 審判の番号

2. 当事者及び参加人の氏名並びに住所(法人にあってはその名称・営業所及び代表者の氏名)

2 の 2. 代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所(法人の場合はその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)〈新規 2001.2.3〉

3. 審判事件の表示

4. 審決の主文(第 138 条の審判においては、通常実施権の範囲・期間及び対価を含む。)

5. 審決の理由(請求の趣旨及びその理由の要旨を含む。)

6. 審決の年月日

③審判長は、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

④審判長は、必要があると認めるときは、第3項の規定による審理の終結を通知した後であっても、当事者又は参加人の申立てにより若しくは職権で、審理の再開をすることができる。

⑤審決は、第3項の規定による審理終結通知をした日から20日以内に行う。〈改正 1993.12.10〉

⑥審判長は、審決又は決定があったときは、その謄本を当事者・参加人及び審判に参加の申請をしてその申請を拒否された者に送達しなければならない。〈改正 1995.1.5〉

第163条【一事不再理】この法律による審判の審決が確定がされたとき、その事件に対し何人も同一の事実及び同一の証拠に基づいて再び請求することができない。ただし、確定した審決が、却下審決の場合においてはこの限りではない。〈改正 2001.2.3〉

第164条【訴訟との関係】①審判において必要があるときは、その審判事件と関連するほかの審判の審決が確定、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。〈改正 1997.4.10、2006.3.3〉

②訴訟手続において、必要があると認めるときは、法院は、特許について審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

③法院は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があったときは、その旨を特許審判院長に通知しなければならない。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。〈新設 2001.2.3〉

④特許審判院長は、第3項の規定による特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えを受けたときは、その特許権についての無効審判等が請求された場合には、その旨を第3項に該当する法院に通知しなければならない。その審判請求の却下の決定・審決又は請求の取下げがあったときも、また同様とする。〈新設 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第165条【審判における費用】①第133条第1項・第134条第1項・第135条及び第137条第1項の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもって、審判が審決によらないで終了するときは、決定をもって定めなければならない。

②民事訴訟法第98条乃至第103条・第107条第1項及び第2項・第108条・第111条・第112条及び同法第116条の規定は、第1項の審判に関する費用に準用する。〈改正 2002.1.26〉

③第132条の3、第136条又は第138条の審判に関する費用は、請求人の負担とする。〈改正 1995.1.5、2001.2.3、2006.3.3〉

④「民事訴訟法」第 102 条の規定は、第 3 項の規定により請求人が負担する費用に準用する。〈改正 1995.1.5、2002.1.26、2006.3.3〉

⑤審判に関する費用の額は、審決又は決定が確定した後に当事者の請求により、特許審判院長が決定をする。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

⑥審判に関する費用の範囲・額・納付並びに審判における手続上の行為をするために必要な費用の支払いについては、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律中、該当規定の例による。

⑦審判の代理をした弁理士に当事者が支払った、又は支払うべき報酬は特許庁長が定める金額の範囲内においてこれを審判に関する費用とみなす。この場合、数人の弁理士が審判の代理をした場合でも 1 人の弁理士が審判の代理をしたものとみなす。

第 166 条【審判費用の額及び対価に関する執行名義】この法律により特許審判院長が定めた審判費用額又は審判官が定めた対価についての確定した決定は、執行力のある執行名義と同一の効力を有する。この場合、執行力のある正本は、特許審判院の公務員がこれを付与する。〈本条改正 2001.2.3〉

第 167 条 〈削除 1995.1.5〉

第 168 条 〈削除 1995.1.5〉

第 169 条 〈削除 1995.1.5〉

第 170 条【審査規定の特許拒絶査定に対する審判への準用】①第 47 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 51 条・第 63 条及び第 66 条の規定は、特許拒絶決定に対する審判に対してこれを準用する。この場合、第 51 条第 1 項中、“第 47 条第 1 項第 2 号”は“第 47 条第 1 項第 2 号又は第 3 号”と、“補正”は“補正(同項第 2 号による場合には第 132 条の 3 の特許拒絶決定に対する審判請求前にしたものは除く。)”とみなし、第 63 条第 1 項但し書き中、“第 47 条第 1 項第 2 号に該当される場合”は“第 47 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当される場合(同項第 2 号による場合には第 132 条の 3 の特許拒絶決定に対する審判請求前にしたものは除く。)”とみなす。〈改正 2001. 2. 3、2007. 01. 03〉

②第 1 項の規定により準用する第 63 条の規定は、特許拒絶決定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に限り、これを適用する。〈改正 2001. 2. 3〉

[全文改正 1997. 4. 10] 〈本条題目改正 2001. 2. 3〉

第 171 条【特許拒絶決定に対する審判の特則】①第 173 条の規定に該当する特許拒絶決定に対する審判事件の審判官の指定は、第 175 条第 2 項の規定による通知があるものに限る。〈改正 2001.2.3〉

②第 147 条第 1 項・第 2 項、第 155 条及び第 156 条の規定は、特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判には、これを適用しない。〈改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3〉

[全文改正 1995.1.5]〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 172 条【審査の効力】 審査において行なった特許に関する手続は、特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶決定に対する審判においても、その効力を有する。

[全文改正 2006.3.3]〈本条題目改正 2006.3.3〉

第 173 条【審査前置】①特許審判院長は、第 62 条の規定により特許拒絶決定を受けた者が第 132 条の 3 の規定により審判の請求において、その請求日から 30 日以内にその請求に係る特許出願書に添付した明細書又は図面について補正があったときは、審判をする前にこれを特許庁長に通知しなければならない。

②特許庁長は、第 1 項の規定による通知を受けた場合は、その請求に関する特許出願を審査官に改めて審査するようにしなければならない。

〈本条改正 2001.2.3〉

第 174 条【審査規定の審査前置への準用】①第 51 条・第 57 条第 2 項・第 78 条並びに第 148 条第 1 号乃至第 5 号及び第 7 号の規定は、第 173 条の規定による審査に準用する。この場合第 51 条第 1 項中“第 47 条第 1 項第 2 号”とあるのは“第 47 条第 1 項第 2 号又は第 3 号”とし、“補正”とあるのは、“補正(同項第 2 号に掲げる場合にあっては、第 132 条の 3 の特許拒絶決定による審判の請求前にしたものを除く。)”とみなす。〈改正 1997.4.10、後段新設 2001.2.3〉

②第 47 条第 1 項第 1 号・第 2 号及び第 63 条の規定は、審判請求に関連した特許拒絶決定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合には、第 173 条の規定による審査に関してこれを準用する。この場合、**第 63 条第 1 項**但し書き中、“第 47 条第 1 項第 2 号に該当される場合”は“第 47 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当される場合(同項第 2 号による場合には第 132 条の 3 の特許拒絶決定に対する審判請求前にしたものは除く。)”とみなす。〈改正 1997.04.10、2001.2.3、**2007.01.03**〉

③第 66 条及び第 67 条の規定において、審判の請求の理由があると認める場合は、第 173 条の規定による審査に準用する。〈改正 1995.1.5、1997.4.10〉

第 175 条【審査前置の終結】①審査官は、第 173 条の第 2 項の規定による審査の結果、その出願に対する拒絶理由が解消されたときには、特許拒絶決定を取り消し、特許の決定をする。この場合、その特許拒絶決定の審判請求は消滅されたとみなす。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

②審査官は、第 173 条第 2 項の規定による審査の結果、特許の決定をすることができない場合は改めて特許拒絶決定をすることなくその審査の結果を特許庁長に報告し、報告を受けた特許庁長は、これを特許審判院長に通知しなければならない。〈改正 1995.1.5、1997.4.10、2001.2.3〉

第 176 条【特許拒絶決定等の取消し】①審判官は、第 132 条の 3 の規定による審判が請求された場合に、その請求に理由があると認められたときは、審決をもって特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を取り消さなければならない。〈改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3〉

②審判において特許拒絶決定又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定を取り消す場合は、審査に付するものであるという審決をすることができる。〈改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3〉

③第 1 項及び第 2 項の規定による審決において、取消の基本となる理由はその事件に対し審査官を羈束する。

[全文改正 1995.1.5]

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 177 条 〈削除 1995.1.5〉

第 8 章 再 審

第 178 条【再審の請求】①当事者は、確定審決に対して再審を請求することができる。

②民事訴訟法第 451 条及び同法第 453 条の規定は、第 1 項の再審の請求に準用する。〈改正 2002.1.26〉

第 179 条【詐害審決に対する不服請求】①審判の当事者が共謀して第 3 者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、第 3 者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。〈改正 1995.1.5〉

②第1項の再審の請求の場合においては、審判の当事者を共同被請求人とする。〈改正 1995.1.5〉

第180条【再審の請求期間】①当事者は、審決が確定した後再審の理由を知った日から30日以内に再審を請求しなければならない。

②再審請求人が、代理権の欠陥を理由として再審を請求するときは、第1項に規定する期間は、請求人又は法定代理人が審決の謄本の送達により審決があったことを知った日の翌日から起算する。

③審決が確定した日から3年を経過したときは、再審を請求することができない。

④再審の理由が審決が確定した後に生じたときは、第3項の期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

⑤第1項及び第3項の規定は、当該審決が前にされた確定審決と抵触することを理由とする再審の請求には、適用しない。

第181条【再審により回復した特許権の効力の制限】①次の各号のいずれか一つに該当する場合に特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は韓国国内において生産し、若しくは取得した物には、及ばない。〈改正 1998.9.23、2001.2.3、2006.3.3〉

1.無効にした特許権若しくは存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復した場合〈改正 2006.3.3〉

2.特許権の権利の範囲に属しない旨の審決が確定した後再審によりこれと相反する審決が確定した場合

3.拒絶をすべき旨の審決があった特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願が再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間の延長登録をした場合

②第1項各号の一に該当する場合の特許権の効力は、次の各号の一の行為には、及ばない。〈改正 1995.12.29〉

1.当該審決が確定した後再審の請求の登録前にした当該発明の善意の実施

2.特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

3.特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の実施にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第 182 条【再審により回復した特許権に対する先使用者の通常実施権】 第 181 条第 1 項の各号の一に該当する場合に、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に韓国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

第 183 条【再審により通常実施権を喪失した原権利者の通常実施権】 ①第 138 条第 1 項又は第 3 項の規定により通常実施権を許与すべき旨の審決が確定した後再審によりこれと相反する審決の確定があった場合において、再審請求登録前に善意に韓国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、原通常実施権の事業の目的及び発明の範囲内において、その特許権又は再審の審決の確定の際、現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

②第 104 条第 2 項の規定は、第 1 項の場合についてこれを準用する。

第 184 条【再審における審判規定の準用】 審判に対する再審の手続に関してはその性質に反しない限り、審判の手続に関する規定を準用する。

[全文改正 1995.1.5]

第 185 条【民事訴訟法の準用】 民事訴訟法第 459 条第 1 項の規定は、再審の請求に準用する。〈改正 2002.1.26〉

第 9 章 訴訟

第 186 条【審決等に対する訴え】 ①審決に対する訴え及び審判若しくは再審の請求書の却下決定に対する訴えは、特許法院の専属管轄とする。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定による訴えは当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

③第 1 項の規定による訴えは、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。

④第 3 項の期間は不変期間とする。

⑤審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、第 4 項の不変期間については附加期間を定めることができる。〈新設 1998.9.23〉

⑥審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、これを提起することができない。

⑦第 162 条第 2 項第 4 号の規定による対価の審決、及び第 165 条第 1 項の規定による審判費用の審決又は決定については、独立して第 1 項の規定による訴えを提起することができない。

⑧特許法院の判決については、大法院に上告することができる。

[全文改正 1995.1.5]

第 187 条【被告適格】第 186 条第 1 項の規定による訴の提起においては、特許庁長を被告としなければならない。ただし、第 133 条第 1 項・第 134 条第 1 項・第 135 条第 1 項・第 137 条第 1 項・第 138 条第 1 項及び第 3 項の規定による審判又は再審の審決に対する訴の提起においては、その請求人又は被請求人を被告としなければならない。

[全文改正 1995.1.5]

第 188 条【訴提起通知・裁判の正本送付】①法院は第 187 条第 1 項に規定する訴の提起又は同条第 8 項に規定する上告があるときは、遅滞なく、その旨を特許審判院長に通知しなければならない。

②法院は第 187 条ただし書に規定する訴について訴訟手続が完結したときは、遅滞なく、その事件に対する各審級の裁判の正本を特許審判院長に送付しなければならない。

[全文改正 1995.1.5]

第 188 条の 2【技術審理官の除斥・忌避・回避】①第 148 条、民事訴訟法第 42 条乃至第 45 条・第 47 条及び第 48 条の規定は、法院組織法第 54 条の 2 に規定する技術審理官に対する除斥・忌避に準用する。〈改正 2002.1.26〉

②第 1 項の規定による技術審理官に対する除斥・忌避の裁判は、その所属法院が決定によりしなければならない。

③技術審理官は、除斥又は忌避の事由があると認めるときは、特許法院長の許可を得て回避することができる。

[本条新設 1995.1.5]

第 189 条【審決又は決定の取消】①法院は第 186 条第 1 項に規定する訴の提起があった場合において、その請求を理由があると認めるときは、判決をもって当該審決又は決定を取り消さなければならない。

②審判官は、第 1 項の規定による審決又は決定の取消の判決が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない。

③第 1 項の規定による判決において、取消の基本となる理由はその事件に対し特許審判院を羈束する。

[全文改正 1995.1.5]

第 190 条【補償金又は対価に関する不服の訴え】①第 41 条第 3 項及び第 4 項・第 106 条第 3 項・第 110 条第 2 項第 2 号並びに第 138 条第 4 項の規定による補償金及び対価に対し審決・決定又は裁定を受けた者は、その補償金又は対価に不服があるときは、法院に訴訟を提起することができる。〈改正 2001.2.3〉

②第 1 項の規定による訴訟は、審決・決定又は裁定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内にこれを提起しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

③第 2 項の規定による期間は、これを不変期間とする。

第 191 条【補償金又は対価に関する訴訟の被告】第 190 条の規定による訴訟においては、次の各号の一に該当する者を被告としなければならない。

1.第 41 条第 3 項及び第 4 項の規定による補償金については、補償金を支払うべき官署又は出願人

2.第 106 条第 3 項の規定による補償金については、補償金を支払うべき官署・特許権者・専用実施権者又は通常実施権者

3.第 110 条第 2 項第 2 号及び第 138 条第 4 項の規定による対価については通常実施権者・専用実施権者・特許権者・実用新案権者又は意匠権者

第 191 条の2【弁理士の報酬と訴訟費用】

訴訟を代理する弁理士の報酬に関しては、「民法訴訟法」第 109 条の規定を準用する。この場合、「弁護士」は「弁理士」とみなす。

[本条新設 2006.3.3]

第 10 章 特許協力条約による国際出願

第1節 国際出願手続

第192条【国際出願をすることができる者】 特許庁長に国際出願をすることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。〈改正 1993.3.6、1993.12.10、1995.12.29〉

- 1.大韓民国の国民
- 2.韓国内に住所又は営業所を有する外国人
- 3.第1号若しくは第2号に該当する者でない者であって、第1号若しくは第2号に該当する者を代表者として国際出願をする者
- 4.通商産業部令で定める要件に該当する者

第193条【国際出願】①国際出願をしようとする者は、産業資源部令で定める外国語で作成した願書と明細書・請求の範囲・必要な図面及び要約書を、特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、1998.9.23、2006.3.3〉[施行日 附則第1条参照]

②第1項の出願書には次の各号の事項を記載しなければならない。〈改正 1993.12.10〉

- 1.当該出願が特許協力条約による国際出願であるとの表示
- 2.当該出願に係る発明の保護を求める特許協力条約の締約国の指定
- 3.第2号の指定国の中、特許協力条約第2条(iv)の広域特許を受けようとする場合には、その旨
- 4.出願人の氏名又は名称・住所又は営業所及び国籍
- 5.代理人がある場合はその代理人の氏名及び住所又は営業所
- 6.発明の名称
- 7.発明者の氏名及び住所又は営業所(指定国の法令に発明者に関する事項の記載が規定された場合に限る。)

③第1項の明細書はその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に実施できるように明確、詳細に記載しなければならない。

④第1項の請求の範囲には、保護を受けようとする事項を明確、簡潔に記載し、明細書により十分に裏付けられなければならない。

⑤第1項乃至第4項に規定したもののほか、国際出願について必要な事項は、通商産業部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

第 194 条【国際出願日の認定等】①特許庁長は、国際出願が特許庁に到達した日を特許協力条約第 11 条の国際出願日(以下、“国際出願日”という。)と認定しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 1.出願人が第 192 条に規定する要件を満たしていないとき
- 2.第 193 条第 1 項の規定による言語で作成していないとき
- 3.第 193 条第 1 項の明細書又は請求の範囲を提出していないとき
- 4.第 193 条第 2 項第 1 号・第 2 号に規定した事項並びに出願人の氏名又は名称を記載していないとき

②特許庁長は、国際出願が第 1 項ただし書の規定に該当するときは、期間を定めて書面により手続を補完すべきことを命じなければならない。〈改正 1993.12.10〉

③特許庁長は、国際出願において、図面に関し記載されているが、その出願にその図面が含まれていない場合は、その旨を出願人に通知しなければならない。

④特許庁長は、第 2 項の規定による手続の補完命令を受けた者が指定された期間内に補完をしたときは、その補完に係る書面の到達の日を、第 3 項の規定による通知を受けた者が通商産業部令で定める期間内に図面を提出した場合は、その図面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。ただし、第 3 項の規定による通知を受けた者が通商産業部令で定める期間内に図面を提出しない場合は、その図面に関する記載はなかつたものとみなす。〈改正 1993.3.6、1993.12.10、1995.12.29〉

第 195 条【補正命令】特許庁長は、国際出願が次の各号の一に該当する場合は、期間を定めて補正を命じなければならない。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

- 1.発明の名称の記載がないとき
- 2.要約書が提出されていないとき
- 3.第 3 条又は第 197 条第 3 項の規定に違反しているとき
- 4.通商産業部令で定める方式に違反しているとき

第 196 条【取下げられたものとみなす国際出願等】①国際出願が、次の各号の一に該当する場合は、その国際出願は取下げられたものとみなす。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

- 1.第 195 条の規定による補正命令を受けた者が指定した期間内に補正をしないとき
- 2.国際出願に関する手数料を通商産業部令で定める期間内に納付しないことにより特許協力条約第 14 条(3)(a)に該当することとなったとき

3.第 194 条の規定による国際出願の日が認定をした国際出願につき、通商産業部令で定める期間内に、その国際出願が第 194 条第 1 項ただし書各号の一に該当することを発見したとき

②国際出願について納付すべき手数料の一部を通商産業部令で定める期間内に納付しないことにより特許協力条約第 14 条(3)(b)に該当することとなった場合は、手数料を納付しない指定国の指定は、取り下げられたものとみなす。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

③特許庁長は、第 1 項及び第 2 項の規定により国際出願又は指定国の一部が取下げられたものとみなすときは、その事実を出願人に通知しなければならない。

第 197 条【代表者等】①2 人以上が共同して国際出願をした場合において、第 192 条乃至第 196 条及び第 198 条の規定に基づく手続については、出願人の代表者がその手続をすることができる。

②2 人以上が共同して国際出願をした場合において、出願人が代表者を定めていないときは、通商産業部令で定めるところにより、代表者を指定することができる。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

③第 1 項の手続を代理人により行わせる者は、第 3 条の規定による法定代理人を除き、弁理士を代理人としなければならない。

第 198 条【手数料】①国際出願をしようとする者は、手数料を納付しなければならない。

②第 1 項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間等に関し必要な事項は、通商産業部令で定める。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

第 198 条の 2【国際調査及び国際予備審査】①特許庁は、特許協力条約第 2 条(xix)の国際事務局と締結する協定により、国際出願に対する国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を遂行する。

②第 1 項の規定による業務遂行について必要な事項は、産業資源部令で定める。

[本条新設 1998.9.23][施行日 附則第 1 条参照]

第 2 節 国際特許出願に関する特例

第 199 条【国際出願による特許出願】①特許協力条約により国際出願日が認められた国際出願であつて、特許を受けるために大韓民国を指定国として指定した国際出願は、その国際出願日に出願された特許出願とみなす。

②第1項の規定による特許出願とみなされた国際出願(以下、“国際特許出願”という。)については、第54条の規定は適用しない。

第200条【新規性がある発明とみなす場合の特例】 国際特許出願に係る発明について第30条第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及びこれを証明することができる書類を、第30条第2項の規定にかかわらず、通商産業部令で定める期間内に特許庁長に提出することができる。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、2006.3.3〉

第201条【国際特許出願の翻訳文】 ①国際特許出願を外国語により出願した出願人は、「特許協力条約」第2条(xi)の優先日(以下、“優先日”という。)から2年7月(以下、“韓国内書面提出期間”という。)以内に、国際出願日に提出した明細書・請求の範囲・図面(図面の中の説明部分に限る。)及び要約書の韓国語による翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。ただし、国際特許出願を外国語により出願した出願人が「特許協力条約」第19条(1)の規定により請求の範囲に関する補正をしたときは、国際出願日に提出した請求の範囲に対する韓国語の翻訳文を、補正後の請求の範囲に対する韓国語の翻訳文として代替し提出することができる。〈改正 1997.4.10、1998.9.23、2002.12.11、2006.3.3〉

②韓国内書面提出期間内に第1項の規定する明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかったときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

③第1項の規定する翻訳文を提出した出願人は、韓国内書面提出期間内に、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。

④国際出願日に提出した国際特許出願の明細書若しくは請求の範囲に記載された事項又は図面の中の説明部分であって、韓国内書面提出期間(その期間内に)出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日、以下、“基準日”という。)内に提出した第1項又は第3項の規定による翻訳文(以下、“出願翻訳文”という。)に記載されていないものは、国際出願日に提出した国際特許出願の明細書若しくは請求の範囲に記載されていなかったものと、又は図面の中の説明がなかったものとみなす。

⑤国際特許出願の国際出願日に提出した出願書は、第42条第1項の規定により提出した出願書とみなす。

⑥国際特許出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の出願翻訳文(韓国語により出願された国際出願の場合は、国際出願日に提出した明細書・請求の範囲・図面及び要約書)は、第42条第2項の規定により提出した明細書・図面及び要約書とみなす。

〈改正 1998.9.23〉[施行日 附則第1条参照]

⑦第204条第1項及び第2項の規定は第1項ただし書の規定により補正後の請求の範囲の韓国語による翻訳文を提出する場合は、これを適用しない。〈新設 1997.4.10〉

⑧第1項ただし書の規定により補正後の請求の範囲に対する韓国語による翻訳文のみを提出する場合は、国際出願日に提出した請求の範囲はこれを認めない。〈新設 1997.4.10〉

第202条【特許出願等による優先権主張の特例】①国際特許出願については、第55条第2項及び第56条第2項の規定は、これを適用しない。

②国際特許出願についての第55条第4項の規定の適用については、同項中“特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“第201条第1項の規定により国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面(図面の中の説明部分に限る。)及びこれらの書類等の同条第4項の規定による出願翻訳文又は国際出願日に提出した国際出願の図面(図面の中の説明部分を除く。)”とし、“出願公開”とあるのは、“特許協力条約第21条に規定する国際公開”とする。

③第55条第1項の規定による先の出願が国際特許出願又は「実用新案法」第34条第2項の規定による国際実用新案登録出願である場合における第55条第1項・第3項及び第4項並びに第56条第1項の規定の適用については、第55条第1項及び第3項の中“出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“第201条第1項又は「実用新案法」第35条第1項の規定により国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”とし、同条第4項の中“先の出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“先の出願の第201条第1項又は「実用新案法」第35条第1項の規定により国際出願日に提出した国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”とし、“その先の出願について出願公開”とあるのは、“その先の出願について「特許協力条約」第21条に規定する国際公開”とし、第56条第1項の中“その出願の日から1年3月を経過した時”とあるのは、“第201条第4項又は「実用新案法」第35条第4項の規定による基準日又は第201条第1項若しくは「実用新案法」第35条第1項の規定による国際出願日から1年3月を経過した時のいずれか、遅い時”とする。〈改正 1998.9.23、2006.3.3〉

④第55条第1項の規定による先の出願が第214条第4項又は「実用新案法」第40条第4項の規定により、特許出願又は実用新案登録出願となる国際特許出願である場合における第55条第1項・第3項及び第4項又は第56条第1項の規定の適用については、第55条第1項及び第3項の中“出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“第214条第4項又は「実用新案法」第40条第4項に規定する国際出願日となったものと認める日の国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”とし、第55条第4項の中“先の出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面”とあるのは、“先の出願の第214条第4項又は「実用新案法」第40条第4項に規定する国際出願日となったものと認める日における国際出願の明細書・請求の範囲又は図面”とし、第56条第1項の中“その出願の日から1年3月を経過した時”とあるのは、“第214条第4項又は「実用新案法」第40条第4項に規定する国際出願日となったものと認める日から1年3月を経過した時又は第214条第4項若しくは「実用新案法」第40条第4項に規定する決定をした時のいずれか、遅い時”とする。〈改正 1998.9.23、2006.3.3〉

第203条【書面の提出】①国際特許出願の出願人は、韓国内書面提出期間内に、次の各号の事項を記載した書面を特許庁長に提出しなければならない。この場合、国際特許

出願を外国語により出願した出願人は、第 201 条第 1 項の規定による翻訳文を共に提出しなければならない。〈改正 2001.2.3、2002.12.11〉

- 1.出願人の氏名及び住所(法人にあつてはその名称及び営業所の所在地)
- 2.出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、その名称及び営業所の所在地)
- 3.〈削除 2001.2.3〉
- 4.発明の名称
- 5.発明者の氏名及び住所又は営業所
- 6.国際出願日及び国際出願番号

②特許庁長は次の各号の 1 に該当する場合に、補正期間を定め補正を命じなければならない。

- 1.第 1 項前段の規定による書面を国内書面提出期間内に提出しなかったとき
- 2.第 1 項前段の規定により提出された書面が、この法律又はこの法律が定めている方式に違反してるとき

〈本条新設 2002.12.11〉

③第 2 項の規定により補正命令を受けた者が、指定された期間内に補正をしなかった場合に、特許庁長は当該国際特許出願を無効とすることができる。

〈本条新設 2002.12.11〉

第 204 条【国際調査報告書を受けた後の補正】①国際特許出願の出願人は、「特許協力条約」第 19 条(1)の規定により国際調査報告書を受けた後に国際特許出願の請求の範囲について補正をしたときは、基準日までに(基準日が出願審査の請求日である場合には出願審査をする日までをさす)、当該補正書の韓国語による翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2006.3.3〉

②第 1 項の規定により補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の翻訳文により第 47 条第 1 項の規定による請求の範囲について補正がされたものとみなす。

③国際特許出願の出願人は、特許協力条約第 19 条(1)の規定による説明書を同条約第 2 条(xix)の国際事務局(以下、“国際事務局”という。)に提出した場合は、その説明書の韓国語による翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。

④国際特許出願の出願人が基準日までに(基準日が出願審査の請求日である場合には出願審査をする日までをさす)第1項又は第3項に規定する手続をしなかった場合は、「特許協力条約」第19条(1)の規定による補正書又は説明書は提出されなかったものとみなす。〈改正 2006.3.3〉

⑤〈削除 2001.2.3〉

第205条【国際予備審査報告書作成前の補正】①国際特許出願の出願人は「特許協力条約」第34条(2)(b)の規定により国際特許出願の明細書・請求の範囲及び図面について補正をした場合は、基準日までに(基準日が出願審査の請求日である場合には出願審査をする日までをさす)当該補正書の韓国語による翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。〈改正 2006.3.3〉

②第1項の規定により補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の翻訳文により第47条第1項の規定による明細書及び図面の補正がされたものとみなす。

③国際特許出願の出願人が基準日までに(基準日が出願審査の請求日である場合には出願審査をする日までをさす)第1項に規定する手続をしなかった場合は、「特許協力条約」第34条(2)(b)の規定による補正書は、提出されなかったものとみなす。〈改正 2006.3.3〉

④〈削除 2002.12.11〉

第206条【在外者の特許管理人の特例】①在外者である国際特許出願の出願人は、基準日までには、第5条第1項の規定にかかわらず、特許管理人によらないで特許に関する手続をすることができる。

②第1項の規定により出願翻訳文を提出した在外者は、通商産業部令で定める期間内に、特許管理人を選任して特許庁長に届け出なければならない。〈改正 1993.3.6、1995.12.29〉

③第2項の規定による選任の届出がなかったときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

第207条【出願公開時期及び効果の特例】①国際特許出願の出願公開について第64条第1項の規定の適用においては、“次の各号の一に該当する日から1年6月”とあるのは“第201条第1項の規定による期間(その期間内に出願人が出願審査の請求をした国際特許出願であって特許協力条約第21条に規定する国際公開がされたものについては、優先日から1年6月を経過した時又は出願審査の請求の日のいずれか、遅い時。)”とする。〈改正 2001.2.3〉

②国際特許出願の出願人は、国際特許出願について韓国内公表があった後に、国際特許出願に係る発明を業として実施した者に国際特許出願に係る発明であることを書面でもって警告をしたときは、その警告の後から特許権の設定の登録の前にその発明を業として

実施した者に対し、その特許発明の実施に対し通常受けるべき金銭に相当する補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、韓国内公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知って特許権の設定の登録の前に、業としてその発明を実施した者に対しても、また同様とする。ただし、その請求権は当該特許出願が特許権の設定の登録がされた後でなければ、これを行行使することができない。〈改正 1997.4.10〉

第 208 条【補正の特例】①国際特許出願については、第 82 条第 1 項の規定による手数料の納付し、第 201 条第 1 項の規定による翻訳文を提出し(韓国語により出願された国際特許出願の場合を除く。)、基準日を経過した後(基準日が出願審査の請求日である場合には出願審査の請求以後ををさす)でなければ、第 47 条第 1 項の規定にかかわらず、補正(第 204 条第 2 項及び第 205 条第 2 項の規定による補正を除く。)をすることができない。〈改正 1998.9.23、2006.3.3〉

②〈改正 2001.2.3〉

③外国語で出願された国際特許出願の補正が可能な範囲について、第 47 条第 2 項の規定を適用することにおいては、“特許出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項”とあるのは、“国際出願日に提出した国際特許出願の明細書・請求の範囲又は図面(図面の中、説明部分に限る。)の翻訳文、又は国際出願日に提出した国際特許出願の図面(図面の中、説明部分を除く。)に記載された事項”とする。〈改正 1993.12.10、2001.2.3、2006.3.3〉

④〈削除 2001.2.3〉

⑤〈削除 2001.2.3〉

第 209 条【変更出願時期の制限】「実用新案法」第 34 条第 1 項の規定により国際出願日に提出された実用新案登録出願とみなされた国際出願を基礎とし、特許出願に変更出願をする場合には、この法律第 53 条第 1 項の規定にかかわらず、「実用新案法」第 17 条第 1 項の規定による手数料を納付し、かつ、同法第 35 条第 1 項の規定による翻訳文(韓国語により出願された国際実用新案登録出願の場合を除く。)を提出した後(「実用新案法」第 40 条第 4 項の規定により国際出願日と認めることができた日に出願されたものとみなされる国際出願を基礎とする場合は、同条第 4 項の規定による決定があった後)でなければこれをすることができない。[全文改正 1998.9.23]〈本条題目改正 2006.3.3〉〈改正 2006.3.3〉

第 210 条【出願審査の請求時期の制限】国際特許出願の出願人は、第 201 条第 1 項の規定による手続(韓国語により出願された国際特許出願の場合を除く。)をし、第 82 条第 1 項の規定による手数料を納付した後でないとき、又は国際特許出願の出願人でない者は、第 201 条第 1 項に規定する期間を経過した後でなければ、第 59 条第 2 項の規定にかかわらず、その国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。〈改正 1998.9.23〉

第 211 条【国際調査報告書等に記載された文献の提出命令】 特許庁長は、国際特許出願の出願人に対し期間を定めて特許協力条約第 18 条の国際調査報告書又は同条約第 35 条の国際予備審査報告書に記載された文献の写しを提出させることができる。

第 212 条 <削除 2006.3.3>

第 213 条【特許の無効審判の特例】 外国語により出願された国際特許出願の特許については、第 133 条第 1 項各号の規定による場合のほかに、発明が次の各号のいずれか一つに該当しないと言う理由で特許の無効審判を請求することができる。<改正 2006.3.3>

- 1.国際出願日に提出された国際出願の明細書・請求の範囲又は図面(図面中、説明部分に限る)とその翻訳文に全て共に記載されている発明。
- 2.国際出願日に提出された国際出願の図面(図面中、説明部分を除外する)に記載されている発明。

<本条改正 2002.12.11>

第 214 条【決定により特許出願とみなされる国際出願】 ①国際出願の出願人は、特許協力条約第 4 条(1)(ii)の指定国に大韓民国を含む国際出願(特許出願に係るものに限る。)が特許協力条約第 2 条(xv)の受理官庁により同条約第 25 条(1)(a)に規定する拒否若しくは同条(1)(a)若しくは(b)に規定する宣言がされたとき又は国際事務局により同条約第 25 条(1)(a)に規定する認定がされたときは、通商産業部令で定める期間内に通商産業部令で定めるところにより、特許庁長に同条(2)(a)に規定する決定をすべき旨の申請をすることができる。<改正 1993.3.6、1995.12.29>

②第 1 項の申請をする者がその申請をするときは、明細書、請求の範囲文は図面(図面中の説明部分に限る。)、その他通商産業部令で定める国際出願に関する書類の韓国語による翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。<改正 1993.3.6、1995.12.29>

③特許庁長は、第 1 項の申請があったときは、その申請に係る拒否・宣言又は認定が特許協力条約及び同規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

④特許庁長は、第 3 項の規定によりその拒否・宣言又は認定が特許協力条約及び同規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否・宣言又は認定がなかったならば国際出願日となったものと認める日に出願された特許出願とみなす。

⑤特許庁長は、第 3 項の規定による正当性可否の決定をするときには、その決定の謄本を国際出願の出願人に送達しなければならない。<新設 2007.01.03>

⑥第 199 条第 2 項・第 200 条・第 201 条第 4 項乃至第 8 項・第 202 条第 1 項及び第 2 項・第 208 条・第 210 条及び第 213 条の規定は、第 4 項の規定により特許出願とみなされた国際出願についてこれを準用する。〈改正 1998.9.23、2006.3.3〉

⑦第 4 項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第 64 条第 1 項の中“特許出願の日”とあるのは、“第 201 条第 1 項の優先日”とする。

第 11 章 補 則

第 215 条【二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則】第 65 条第 6 項・第 84 条第 1 項第 2 号・第 85 条第 1 項第 1 号(消滅に限る。)
・第 101 条第 1 項第 1 号・第 104 条第 1 項第 1 号・第 3 号若しくは第 5 号・第 119 条第 1 項・第 133 条第 2 項若しくは第 3 項・第 136 条第 6 項・第 139 条第 1 項・第 181 条・第 182 条又は「実用新案法」第 26 条第 1 項第 2 号・第 4 号若しくは第 5 号においては、二以上の請求項に係る特許又は特許権についての適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。〈本条改正 2001.2.3〉〈改正 2006.3.3〉

第 215 条の 2【二以上の請求項に係る特許出願の登録についての特則】①二以上の請求項に係る特許出願についての特許決定を受ける者が特許料を納付するときには、請求項別にこれを放棄することができる。

②第 1 項の規定による請求項の放棄について必要な事項は、産業資源部令で定める。〈本条新設 2001.2.3〉

第 216 条【書類の閲覧等】①特許又は審判に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、特許原簿及び書類の閲覧又は謄写を必要とする者は、特許庁長又は特許審判院長にこれを申請することができる。〈改正 1995.1.5〉

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項の申請があっても、登録公告又は出願公開がされていない特許出願に関する書類と公共の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがあるものは、これを許可しないことができる。〈改正 1995.1.5、1997.4.10〉

第 217 条【特許出願・審査・審判・再審書類又は特許原簿等の搬出並びに公開禁止】①特許出願・審査・審判・再審に関する書類又は特許原簿は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いては、これを外部に搬出することはできない。

1.第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定による先行技術の調査等の為に、特許出願又は審査に関する書類を搬出する場合

2.第 217 条の 2 第 1 項の規定による特許文書電子化業務の委託の為に、特許出願・審査・審判・再審に関する書類又は特許原簿を搬出する場合

3.「電子政府法」第 30 条の規定によるオンライン遠隔勤務の為に、特許出願・審査・審判・再審に関する書類又は特許原簿を搬出する場合

<改正 2006.3.3>

②特許出願・審査・審判又は再審で係属中にある事件の内容又は特許可否決定・審決若しくは決定の内容に関しては、鑑定・証言又は質疑に応答することができない。<改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3>

<本条題目改正 2006.3.3>

第 217 条の 2【特許文書電子化業務の代行】①特許庁長は、特許についての手続を効率的に処理するため必要と認めるときは、特許出願・審査・審判・再審に関する書類又は特許原簿を電子計算組織と電算情報処理組織と電算情報処理組織の利用技術を活用し電子化する業務若しくはこれと類似した業務(以下、“特許文書電子化業務”という。)を産業資源部令で定める施設及び人材を備えた法人に委託し遂行するようにすることができる。<改正 2001.2.3、2006.3.3>

②<削除 2006.3.3>

③第 1 項の規定により特許文書電子化業務の委託を受けた者(以下、“特許文書電子化機関”という。)の役員・職員又はその職にあった者は、職務上知得した特許出願中の発明に関し秘密を漏洩若しくは盗用してはならない。

④特許庁長は、第 28 条の 3 第 1 項の規定による電子文書で提出されていない特許出願書その他産業資源部令で定める書類を第 1 項の規定により電子化し、これを特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。<新設 1998.9.23、改正 2001.2.3>

⑤第 4 項の規定によりファイルに収録された内容は、当該書類に記載された内容と同じものとみなす。<新設 1998.9.23>

⑥第 1 項の規定による特許文書電子化業務の遂行方法及びその他特許文書電子化業務の遂行のため必要な事項は、通商産業部令で定める。

⑦特許庁長は、特許文書電子化機関が、第 1 項の規定による産業資源部令が定める施設及び人材基準に達さず、特許庁長が要求する是正処置に応じない場合には、特許文書電子化業務の委託を取り消すことできる。この場合、事前に意見を陳述する機会を与えなければならない。<新設 2006.3.3>

[本条新設 1997.4.10]

第 218 条【書類の送達】 この法律に規定された書類の送達手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。〈訂正 2007. 01. 03〉

第 219 条【公示送達】 ①送達を受けるべき者の住所又は営業所が不分明であつて送達をすることができないときは、公示送達をしなければならない。

②公示送達は、送達する書類を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を特許公報に掲載することにより行う。

③最初の公示送達は、特許公報に掲載した日から 2 週間を経過することにより、その効力が生ずる。ただし、同一の当事者に対する以後の公示送達は、特許公報に掲載した日の翌日からその効力が生ずる。

第 220 条【在外者に対する送達】 ①在外者に特許管理人があるときは、その在外者に送達する書類は特許管理人に送達しなければならない。

②在外者に特許管理人がないときは、その在外者に送達する書類を航空扱いとした書留郵便に付して発送することができる。

③第 2 項の規定により書類を航空扱いとした書留郵便に附して発送したときは、発送の日に送達があったものとみなす。

第 221 条【特許公報】 ①特許庁は、特許公報を発行しなければならない。

②特許公報は、通商産業部令で定めるところにより電子的媒体をもって発行することができる。〈新設 1997.4.10〉

③特許庁長は、電子的媒体で特許公報を発行する場合は、情報通信網を活用し特許公報の発行事実・主要目録及び公示送達についての事項を知らせなければならない。〈新設 1997.4.10、改正 2001.2.3〉

第 222 条【書類の提出等】 特許庁長又は審査官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物の提出を命ずることができる。

第 223 条【特許表示】 特許権者・専用実施権者又は通常実施権者は、物の特許発明にあつてはその物に、物を生産する方法の特許発明にあつてはその方法により生産した物に特許表示をすることができ、物に特許表示をすることができないときは、その物の容器又は包装にその表示をすることができる。

第 224 条【虚偽表示の禁止】 何人も次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

1.特許されていない物、特許出願中でない物、特許されていない方法若しくは特許出願中でない方法により生産した物若しくはその物の容器又は包装に特許表示又は特許出願表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附する行為

2.第1号の表示を附したものを譲渡し、貸し渡し又は展示する行為

3.第1号の物を生産、使用、譲渡若しくは貸し渡すために広告、看板又は標札にその物が特許若しくは特許出願されたもの又は特許された方法若しくは特許出願中の方法により生産した物と表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

4.特許されていない方法又は特許出願中でない方法を使用、譲渡若しくは貸し渡すため広告、看板又は標札にその方法が特許若しくは特許出願された旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第224条の2【不服の制限】①補正却下の決定・特許可否決定・審決・審判の請求書又は再審の請求書の却下決定に対しては別の法律による不服をすることができず、この法律の規定によって不服をすることができないように規定されている処分については、他の法律の規定による不服をすることができない。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉〈本条改正 1997.4.10〉

②第1項の規定による処分以外の処分の不服に対しては、「行政審判法」又は「行政訴訟法」による。〈新設 2006.3.3〉

第12章 罰則

第225条【侵害の罪】①特許権又は専用実施権を侵害した者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1997.4.10、2001.2.3〉

②第1項の罪は、告訴をまって論ずる。

第226条【偽証の罪】①この法律の規定により、宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときは、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1995.1.5〉

②第1項の規定による罪を犯した者がその事件の審決の確定の前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。〈改正 1997.4.10、2006.3.3〉

第227条【虚偽表示の罪】第224条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

第 228 条【詐欺行為の罪】 詐欺その他不正な行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1997.4.10、2001.2.3、2006.3.3〉

第 229 条【秘密漏泄の罪等】 特許庁の職員・特許審判院の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、2 年以下の懲役又は 3 百万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 1995.1.5〉

第 229 条の 2【専門機関等の役・職員に対する公務員擬制】 第 58 条第 1 項の規定による専門機関又は特許文書電子化機関の役員・職員又はその職にあった者は第 229 条の規定の適用について特許庁職員又はその職にあった者とみなす。〈改正 2001.2.3、2006.3.3〉

[本条新設 1997.4.10]〈本条題目改正 2001.2.3、2006.3.3〉

第 230 条【両罰規定】 法人の代表者、法人又は個人の代理人・使用者その他の従業員が、その法人又は個人の業務について、第 225 条第 1 項・第 227 条又は第 228 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては次の各号の一に該当する罰金刑を、個人に対しては各該当条の罰金刑を科する。〈改正 2001.2.3〉

1. 第 225 条第 1 項の場合：3 億ウォン以下の罰金〈新設 2001.2.3〉

2. 第 227 条又は第 228 条の場合：6 千万ウォン以下の罰金〈新設 2001.2.3〉

第 231 条【没収等】 ① 第 225 条第 1 項に該当する侵害行為を組成した物又はその侵害行為により生じた物はこれを没収し、若しくは被害者の請求によりその物を被害者に交付すべき旨の宣告をしなければならない。〈改正 1997.4.10〉

② 被害者は、第 1 項の規定による物の交付を受けた場合においては、その物の価額を超える損害の額に限り、賠償を請求することができる。

第 232 条【過料】 ① 次の各号のいずれか一つに該当する者は、5 十万ウォン以下の過料に処する。〈改正 1995.1.5、2006.3.3〉

1. 民事訴訟法第 299 条第 2 項及び同法第 367 条の規定により宣誓した者であって特許審判院に対し虚偽の陳述をした者〈改正 2002.1.26〉

2. 特許審判院から証拠調又は証拠保全に関し、書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者であって正当な理由がないのにその命令に応じなかった者

3. 〈削除 2006.3.3〉

4.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として呼出しを受けた者であって正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒んだ者

②第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

③第 2 項の規定による過料の処分不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に特許庁長に異議を申立てることができる。

④第 2 項の規定による過料の処分を受けた者が、第 3 項の規定による異議の申立てをしたときは、特許庁長は、遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならない。その通報を受けた法院は、非訟事件手続法による過料の裁判をする。

⑤第 3 項の規定による期間内に異議の申立てをしないで過料を納付しないときは、国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。

附 則

第 1 条【施行日】この法律は、1990 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 201 条・第 205 条及び第 211 条の特許協力条約第 2 章についての事項は特許協力条約第 2 章が大韓民国に対し効力が発生する日から施行する。

第 2 条【一般的経過措置】この法律は、附則第 3 条乃至第 9 条に特段の規定をした場合を除き、この法律の施行前に発生した事項にも適用する。ただし、従前の規定により発生した効力については影響を及ぼさない。

第 3 条【特許出願等についての経過措置】この法律の施行前にした特許出願についての審査及び拒絶査定についての抗告審判は従前の規定による。

第 4 条【権利設定された特許の審判等についての経過措置】この法律の施行前にした特許出願により権利設定された特許についての審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。

第 5 条【条約による優先権証明書類提出についての経過措置】この法律の施行前に大韓民国に優先権主張をした特許出願の優先権証明書類の提出期間は従前の規定による。

第 6 条【補正却下についての経過措置】この法律の施行前にした補正については従前の規定による。

第 7 条【特許権の存続期間についての経過措置】この法律の施行前に設定された特許権及び特許出願をし設定される特許権の存続期間は従前の規定による。

第 8 条【特許権の収用等についての経過措置】この法律の施行前に請求した特許権の制限・収用・取消し又は実施についての処分又は訴訟は従前の規定による。

第 9 条【審判の手続・費用及び損害賠償等についての経過措置】この法律の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟についての手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附 則<1993.3.6>

第 1 条 (施行日) この法律は、公布した日から施行する。[ただし書き省略]

第 2 条 乃至 第 5 条 省略

附 則<1993.12.10>

①**(施行日)** この法律は、1994 年 1 月 1 日から施行する。

②**(特許料等の返還期間についての経過措置)** この法律の施行前に誤りにより納付された特許料及び手数料の返還については従前の規定による。

③**(特許料返還についての適用例)** 特許についての無効審決の確定による特許料の返還についての第 84 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の改正規定はこの法律施行以降に無効審決が確定したものから適用する。

附 則<1994.3.24>

第 1 条 (施行日) この法律は、公布した日から施行する。

第 2 条 乃至 第 5 条 省略

附則<1995.1.5>

第1条【施行日】この法律は、1998年3月1日から施行する。

第2条【係属中の事件についての経過措置】①この法律の施行前に審判が請求され、又は拒絶査定・取消決定若しくは補正却下の決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件はこの法律により特許審判院に審判が請求され係属中のものとみなす。〈改正 1997.4.10〉

②この法律の施行前に審決に対する抗告審判が請求され、又は審判請求書却下決定に対する即時抗告が請求され、係属中の事件はこの法律により特許法院に訴えが提起され係属中のものとみなす。

第3条【不服を提起することができる事件等についての経過措置】①この法律施行当時の審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定・取消決定又は審査の補正却下の決定が送達された事件であって、従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から30日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定に対しては第186条第1項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定・取消決定又は審査官の補正却下の決定に対しては第132条の3又は第132条の4の規定による審判を請求することができる。ただし、この法律施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。〈改正 1997.4.10〉

②この法律施行当時抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下の決定が送達された事件であって、大法院に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から30日以内に大法院に不服をすることができる。ただし、この法律施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③この法律の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第2項の規定により不服が提起された事件はこの法律により大法院に係属中、又は提起されたものとみなす。

第4条【再審事件についての経過措置】附則第2条及び附則第3条の規定は係属中の再審事件についてこれを準用する。

第5条【書類の移管等】①特許庁長は、附則第2条第1項(附則第4条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件についての書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は、附則第2条第2項(附則第4条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件についての書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関し必要な事項は、大法院規則で定める。

第 6 条【他の法律の改正】 政府組織法中、次のように改正する。

第 37 条第 5 項の中“審査・審判及び抗告審判事務”とあるのは、“審査及び審判事務”とする。

附 則<1995.12.29>

第 1 条【施行日】 この法律は、1996 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【原子核変換方法により製造することのできる物質の発明についての経過措置】

①この法律施行当時に特許庁に係属中の特許出願(特許査定の際の謄本の送達があった場合を除く。)の中、特許出願書に最初に添付した明細書又は図面に原子核変換方法により製造することのできる物質の発明を記載した特許出願の出願人はこの法律施行日から 6 月以内にその明細書又は図面を補正することができる。

②第 1 項の規定による補正は出願公告決定の際の謄本の送達前にした補正とみなす。

第 3 条【特許権の存続期間についての経過措置】 ①この法律の施行前に従前の規定による存続期間が満了した特許権に対してはこの法律を適用しない。

②この法律施行当時に存続中の特許権及び特許庁に係属中の特許出願の中、この法律の施行により存続期間が短縮する特許権の存続期間は従前の規定による。

第 4 条【実施事業を準備している者に対する通常実施権の認定の特例】 ①第 32 条の改正規定による原子核変換方法により製造することのできる物質の発明に対する特許権が設定された場合、1995 年 1 月 1 日前に韓国内で原子核変換方法により製造することのできる物質の発明の実施事業をしている者又はその実施事業の準備をしている者はその発明の実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において当該発明の特許権について通常実施権を有する。

②この法律の施行により特許権の存続期間が延長される場合、従前の規定により当該特許権が終了するものと予想し、1995 年 1 月 1 日前に韓国内でその発明の実施事業を準備している者は従前の規定による存続期間の満了日からこの法律施行により延長される存続期間の間その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において当該特許権について通常実施権を有する。

③第 1 項及び第 2 項の規定による通常実施権を有する者は特許権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

④第 118 条第 2 項の規定は第 1 項及び第 2 項の規定による通常実施権についてこれを準用する。

第 5 条【審判の手続・費用及び損害賠償等についての経過措置】この法律の施行前になされた行為に対し請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟についての手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附 則<1997.4.10>

第 1 条【施行日】この法律は、1997 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項・第 2 項、第 46 条、第 132 条の 3、第 140 条の 2、第 164 条第 1 項、第 170 条、第 171 条第 2 項、第 172 条、第 176 条第 1 項・第 2 項、第 224 条の 2 と、法律第 4892 号特許法中、改正法律附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の改正規定は 1998 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条【特許異議の申立てに対する特例】①第 6 条の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同条の中“第 167 条の規定による拒絶査定に対する抗告審判の請求”とあるのは、“第 167 条の規定による拒絶査定又は取消決定に対する抗告審判の請求”とする。

②第 164 条第 1 項の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同項中“他の審判の審決若しくは抗告審判の審決が確定するまで”とあるのは、“特許異議の申立てに対する決定、他の審判の審決若しくは抗告審判の審決が確定するまで”とする。

③第 170 条第 1 項の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同項の前段の中“第 50 条、第 51 条、第 63 条及び第 66 条乃至第 75 条”とあるのは、“第 51 条、第 63 条及び第 66 条”とし、同項の後段は削除されたものとし、同条第 3 項の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同項中“第 51 条第 4 項乃至第 6 項”とあるのは、“第 51 条第 1 項・第 5 項”とする。

④第 171 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同項中“拒絶査定”とあるのは、各々“拒絶査定又は取消決定”とする。

⑤第 172 条の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同条中“審査又は審判でした特許についての手続”とあるのは、“審査・特許異議の申立て又は審判でした特許についての手続”とする。

⑥第 176 条の規定の適用について、1998 年 2 月 28 日までは同条の中“拒絶査定又は審判の審決を破棄しなければならない”とあるのは、“拒絶査定、取消決定又は審判の審決を破棄又は取消さなければならない”とする。

第 3 条【特許異議の申立て制度の変更に伴う経過措置】①この法律施行前に特許庁に係属中の特許出願であって、出願公告決定謄本の送達があった特許出願及びこの法律施行前に出願公告決定謄本の送達があった特許出願に関連した特許、特許権、審判又は再審に対しては従前の規定による。

②この法律施行前に出願公告決定謄本が送達された特許出願又は実用新案登録出願の出願日の後にその出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案と同一の発明で出願された特許出願については第 29 条第 3 項の改正規定にかかわらず、従前の規定による

第 4 条【罰則についての経過措置】この法律施行前の行為に対する罰則の適用については、従前の規定による。

第 5 条【他の法律の改正】①商標法の中、次の通りに改正する。

第 16 条第 2 項を次の通りにし、同条に第 3 項を次の通りに新設する。

②出願公告決定謄本の送達前にした商標登録出願についての商標又は指定商品の補正が要旨を変更するものと商標権の設定の登録があった後に認められたときは、その商標登録出願はその補正書を提出したときに商標登録出願したものとみなす。

③出願公告決定謄本の送達後にした商標登録出願についての商標又は指定商品の補正が第 15 条の規定に違反したものと商標権の設定の登録があった後に認められたときは、その商標登録出願はその補正をしなかった商標登録出願について商標権が設定の登録されたものとみなす。

第 89 条第 2 項を第 4 項とし、同条第 2 項及び第 3 項を各々次の通りに新設する。

②商標公報は、通商産業部令の定めるところにより電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体でもって商標公報を発行する場合は、電算網を活用して商標公報の発行事実、主要目録及び公示送達についての事項を知らせなければならない。

②意匠法の中、次の通りに改正する。

第 30 条の中“第 77 条及び同法第 78 条第 1 項”とあるのは、“第 68 条及び同法第 78 条”とし、同条の後段を削除する。

第 78 条第 2 項を第 4 項とし同条第 2 項及び第 3 項を各々次の通りに新設する。

②意匠公報は、通商産業部令の定めるところにより電子的媒体でもって発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体でもって意匠公報を発行する場合は電算網を活用して意匠公報の発行事実、主要目録及び公示送達についての事項を知らせなければならない。

附 則<1998.9.23>

第 1 条【施行日】この法律は、1999 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 193 条第 1 項・第 198 条の 2、第 201 条第 6 項の改正規定の中、韓国語により出願された国際特許出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の効力についての改正規定、第 208 条第 1 項の改正規定の中、韓国語により出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除についての改定規定と、第 210 条の改正規定の中、韓国語により出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除についての改正規定は特許協力条約第 16 条(3)(b)の規定により大韓民国政府が 国際調査機関選定と関連し国際事務局と締結する協定が発効する日から施行し、第 6 条・第 11 条・第 29 条・第 36 条・第 49 条・第 53 条・第 55 条・第 56 条・第 59 条・第 69 条・第 87 条・第 88 条・第 102 条・第 104 条・第 133 条・第 202 条・第 209 条及び第 215 条の改正規定と、附則第 5 条第 2 項の中、意匠法第 21 条及び第 22 条の改正規定は、1999 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【一般的経過措置】この法律施行当時、従前の規定により出願された特許出願及び同特許出願についての特許登録、特許権、特許異議の申立て、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。

第 3 条【電子文書による特許出願関連手続の処理についての適用例】第 28 条の 3 及び第 217 条の 2 第 5 項の改正規定のうち、特許出願関連手続及び特許異議申立て関連手続に関する事項は、1999 年 1 月 1 日以後最初に出願される特許出願から適用する。〈改正 2002.12.11〉

第 4 条【特許要件についての適用例】第 29 条第 3 項の改正規定はこの法律施行後に特許出願した発明(以下、この条で“後出願発明”という。)が、この法律施行前に実用新案登録出願をして後出願発明の出願日後に出願公開された実用新案登録出願の出願書に添付した明細書又は図面に記載された考案と同じ場合にもこれを適用する。

第 5 条【他の法律の改正】①意匠法の中、次の通り改正する。

第 4 条の中“特許法第 3 条乃至第 28 条”とあるのは、“特許法第 3 条乃至第 28 条の 5”とする。第 21 条及び第 22 条を各々削除する。第 81 条の中“特許法第 218 条”とあるのは、“特許法第 217 条の 2”とする。第 89 条の中“特許法第 231 条”とあるのは、“特許法第 229 条の 2 及び同法第 231 条”とする。

②商標法の中次の通り改正する。

第 5 条の中“同法第 28 条”とあるのは、“同法第 28 条乃至第 28 条の 5”とする。

第 92 条の中“特許法第 218 条”とあるのは、“特許法第 217 条の 2”とする。

附則<1999.9.7>

第 1 条（施行日） この法律は、2000 年 10 月 1 日から施行する。〈ただし書き省略〉

第 2 条 乃至 第 13 条 〈省略〉

附則<2001.2.3>

①【**施行日**】この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条第 1 項、第 84 条第 2 項・第 3 項、第 217 条第 1 項ただし書き及び第 229 条の 2 の改正規定は公布した日から施行する。

②【**特許要件に係る適用例**】第 29 条第 1 項第 2 号及び第 30 条第 1 項第 1 号八目の改正規定はこの法律の施行後、最初に出願される特許出願から適用する。

③【**一般的経過措置**】この法律の施行当時、従前の規定により提出された特許出願に対する審査・特許登録・特許権・特許異議の申立て・審判・再審及び訴訟については、従前の規定による。ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。

1. 特許異議申立てをするにおいては、第 77 条第 3 項の改正規定に準用している第 136 条第 9 項を適用する。

2. 特許料の追納により特許出願又は特許権を遡及し存続擬制するにおいては、第 81 条の 2 改正規定を適用する。

3. 特許の無効審判を請求するにおいては、第 133 条の 2 第 1 項・第 2 項の改定規定、同条第 3 項の改定規定に準用している第 136 条第 3 項乃至第 5 項・第 7 項乃至第 11 項・第 139 条第 3 項及び第 140 条第 1 項・第 5 項と第 136 条第 1 項の改定規定を其々適用する。

4. 特許出願の拒絶査定に対する審判を請求するにおいては、第 140 条の 2 第 1 項ただし書き及び第 3 項の改正規定を其々適用する。

5. 二以上の請求項がある特許出願に対し請求項別に放棄するにおいては、第 215 条の 2 の改正規定を適用する。

附則〈2001.12.31〉

①（**施行日**）この法律は、公布後 6 月が経過した日から施行する。

②（**国有又は公有特許権に係る経過措置**）この法律の施行当時、国又は地方自治団体が所有した国・公立学校の教職員の職務発明に係わる特許権及び特許を受けることができる権利は、職務発明当時の学校の専担組織へ移転する。

③（**国有又は公有実用新案権等に係る経過措置**）この法律の施行当時、国又は地方自治団体が所有した国・公立学校の教職員の職務考案及び職務創作に係わる実用新案権、実用新案登録を受けることができる権利、意匠権及び意匠登録を受けることができる権利の移転に関しては、実用新案法第 20 条及び意匠法第 24 条の規定にそれぞれ準用する第 39 条の改定規定と附則第 2 項をそれぞれ準用する。

附則〈2002.1.26〉

第 1 条（**施行日**）この法律は、2002 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条 乃至 第 7 条 〈省略〉

附則〈2002.12.11〉

①【**施行日**】この法律は、公布後 5 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 201 条第 1 項の改正規定は公布後 3 月が経過した日から施行する。

②【**特許異議申立ての処理に関する適用例**】第 78 条の 2 の改正規定はこの法律施行後最初に申し立てられる特許異議申立てから適用する。

③【**国際特許出願の国内書面提出期間に関する経過措置**】この法律が施行される当時、国内書面提出期間が経過された国際特許出願については、第 201 条第 1 項の改正規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附則〈2005.5.3〉

第 1 条（施行日） この法律は、2005年9月1日から施行する。

附則〈2006.3.3〉

第 1 条（施行日） この法律は、公布された日から施行する。但し、第 3 条第 3 項、第 6 条、第 7 条の 2、第 11 条第 1 項、第 20 条第 7 号、第 21 条第 6 号、第 29 条第 1 項・第 3 項・第 4 項の中、「実用新案法」関連の改定部分、第 31 条、第 36 条第 3 項、第 49 条、第 52 条、第 53 条、第 55 条第 1 項・第 3 項・第 4 項の中、「実用新案法」関連の改定部分、第 56 条第 1 項、第 58 条、第 58 条の 2、第 59 条第 3 項、第 62 条、第 63 条の 2、第 64 条、第 87 条第 2 項、第 88 条第 4 項、第 102 条第 4 項の中、「実用新案法」関連の改定部分、第 104 条第 1 項、第 133 条第 1 項、第 133 条の 2 第 4 項、第 135 条第 1 項、第 154 条第 8 項、第 193 条第 1 項、第 202 条第 3 項の中、「実用新案法」関連の改定部分、同条第 4 項、第 204 条及び第 205 条の中、基準日関連の改定部分、第 208 条第 3 項、第 209 条、第 213 条、第 215 条の中「実用新案法」関連の改定部分、第 229 条の 2 の改定規定は、2006 年 10 月 1 日から施行し、第 3 条第 2 項、第 4 条、第 15 条第 1 項、第 35 条、第 55 条第 3 項の中、特許異議申立関連の改定部分、第 57 条第 1 項、第 65 条第 6 項、第 69 条乃至第 78 条、第 78 条の 2、第 84 条第 1 項、第 132 条の 3、第 136 条第 1 項・第 6 項、第 137 条第 1 項、第 140 条の 2、第 148 条、第 164 条第 1 項、第 165 条第 3 項・第 4 項の中、特許異議申立関連の改定部分、第 171 条第 2 項、第 172 条、第 176 条第 1 項・第 2 項、第 181 条第 1 項、第 212 条、第 214 条第 5 項、第 215 条、第 217 条第 1 項の中、特許異議申立関連の改定部分、同条第 2 項、第 217 条の 2 第 1 項・第 2 項の中、特許異議申立関連の改定部分、第 224 条の 2 第 1 項の中、特許異議申立関連の改定部分、第 226 条第 2 項、第 228 条の改定規定は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【特許要件等に関する適用例】第 29 条第 1 項第 1 号、第 30 条第 1 項及び第 36 条第 4 項の改定規定は、この法の施行後最初に出願する特許出願より適用する。

第 3 条【特許料返還に関する適用例】第 84 条第 2 項及び第 3 項の改定規定は、この方の施行後の特許取消決定、特許を無効にする旨の審決又は特許権の存続期間の延長登録を無効にする旨の審決が確定されるものから適応する。

第 4 条【特許無効審判の変更に関する適用例】第 133 条第 1 項但し書の改定規定（第 7 号及び第 8 号を除く）は、この法の施行後の特許権の設定登録がされるものから適用する。

第5条【弁理士の報酬に関する適用例】第119条の2の改定規定は、この法の施行後弁理士が訴訟代理するものから適用する。

第6条【一般的経過措置】この法の施行当時、従来の規定により提出された特許出願に対する審査・特許登録・特許権・審判・再審及び訴訟は、従来の規定による。但し、特許の無効審判の請求においては、第133条の2第4項の改定規定を適用し、権利範囲確認審判の請求においては第135条第1項の改定規定を適用する。

第7条【特許異議申立の廃止による経過措置】2007年7月1日以前に、特許権の設定登録がされたものに対する特許異議申立に関しては従来の規定による。

附則<第8171号 2007.1.3>

第1条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈但書き 省略〉

第2条 乃至 第5条 〈省略〉

第6条【他の法律の改正】 ①乃至③省略

④法律第7871号特許法一部改正法律の一部を次のとおり改正する。

第217条第1項第3号中、“電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律”を「電子政府法」とする。

附則<第8197号 2007.1.3>

第1条(施行日) この法は、2007年7月1日から施行する。

第2条【特許出願等に関する適用例】第42条、第47条第1項、第55条第3項、第59条第2項但書き、第62条第4号、第63条の2、第64条第1項但書き、第170条第1項後段及び第174条第2項後段の改正規定は、この法施行後最初に出願する特許出願から適用する。

第3条【専門機関指定の取消等に関する適用例】第58条の2の改正規定は、この法施行後最初の違反行為から適用する。

第4条【特許出願等に対する手数料返還に関する適用例】第84条第1項第4号の改正規定は、この法施行後出願する最初の特許出願から適用する。

第5条【特許無効審判手続における特許の訂正に関する適用例】第133条の2及び第137条の改正規定は、この法施行後最初の特許無効審判を請求するものから適用する。

第 6 条【権利範囲確認審判で説明書及び図面の補正に関する適用例】 第 140 条第 2 項第 2 号の改正規定は、この法施行後権最初に利範囲確認審判を請求するものから適用する。

第 7 条【一般的経過措置】 この法施行当時従前の規定に従って提出された特許出願及び特許出願に対する審査・審判・再審及び訴訟は、従前の規定に従う。

附則<第 8357 号 2007.4.11>

第 1 条(施行日) この法は、公布した日から施行する。但し、... <省略>... 附則第 6 条第 4 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条 乃至 第 5 条 省略

第 6 条【他の法律の改正】 ①及び②省略

③特許法の一部を次のとおり改正する。

第 109 条中“「発明復興法」第 29 条”を、“「発明復興法」第 41 条”とする。

④法律第 8197 号特許法一部改正法律の一部を次のとおり改正する。

第 118 条第 2 項、第 119 条第 1 項及び第 136 条第 7 項中、“「発明復興法」第 8 条第 1 項の規定による”を各々「発明復興法」第 10 条第 1 項に従った”とする。

第 7 条 省略